

# 民族問題思想におけるレンナーとバウアー

## ——オーストロ・マルクス主義の民族的自治論を中心にして——

上 条 勇

- I はじめに
- II バウアーとレンナー——太田仁樹説を中心に
- III 民族の規定をめぐって
  - (1) 文化共同体としての民族
  - (2) 民族と地域
- IV 属人的民族的自治論
  - (1) 太田によるバウアー批判
  - (2) 属地原理と属人原理
  - (3) 民族的自治論と民族本質論
- V 民族性原理——民族国家・多民族国家・世界国家
  - (1) 問題提起
  - (2) レンナー説
  - (3) バウアー説
  - (4) 世界国家論
- VI 民族自決権論争
  - (1) 太田によるレンナー・バウアー論争の評価
  - (2) 「オーストリア解体」論？
  - (3) 民族自決権と民族的自治
- VII バウアーとレンナーの民族問題思想の相違——むすびに代えて

### I はじめに

オーストロ・マルクス主義の民族問題思想を代表する人物は、カール・レンナーとオットー・バウアーである。バウアーとレンナーの考えは、オーストロ・マルクス主義の民族問題思想としてセットにして考えられる場合が多

い。とりわけ、公法的団体として属人的に構成される民族に民族の教育的・文化的自治行政を付与すべきとする「属人的民族的自治論」は、いわゆる「文化的民族的自治論」の名で知られ、これには両者の名が冠せられている。こうした取り扱いには、確かに両者の民族的自治の構想自体が一見同じように見えるという理由もあるが、カール・カウツキーさらにはパウアー自身の言説の影響も強い。

つまり、カウツキーは、「民族性と国際性」(1908年)という論文で、パウアーとレンナーが、史的唯物論の方法をともに適用し、密接な個人的交流のもとに、「すべての本質的な点において同じ結論に達した」と述べている。カウツキーによれば、両者の顕著な違いは、次の点にある。

「レンナーは実際的な政治家として書いたが、パウアーは研究者として書いた。レンナーは法律家として、パウアーは経済学者として書いた。レンナーのものは、弁論・論告、実際の諸提案に力点を置き、パウアーのものはもつれた諸関連の解明に力点を置いている……レンナーにあつてはラッサールの思考様式、パウアーにあつてはマルクスの思考様式が優勢であったと言える<sup>1)</sup>。」

カウツキーは、以上のように、問題に対するアプローチの仕方にパウアーとレンナーの違いを見たのであり、両者は基本的には同じ結論に達しているとみなしている。實際上、レンナーがより早く民族問題に関する諸著作を書いた。続いてパウアーが、特に民族的自治論に関してはレンナーを参考にして大著『民族問題と社会民主主義』(1907年、以下『民族問題』と略)を著した。この点、パウアーは、こう述べている。

「純粋な個人(属人——引用者)原理の利点を民族的権利の確実な保障と結び付ける一つの解決策が存在しているように私には思われる。この解決策をオーストリアの諸民族に示しているのは、ルドルフ・シュプリングァー(レンナー——引用者)の著書『国家をめぐるオーストリアの諸民族の闘争』である。この著書は、オーストリアの民族問題全般に関して考え抜かれたきわめて価値あるものである<sup>2)</sup>。」

パウアーは、こうして、「属人的民族的自治」論に関してレンナーに基本的に依拠して論じている。カウツキーとパウアーの以上の言説は、「属人的民族的

自治論に関しては、レンナーとパウアーの見解が基本的に同じであるという理解を促した。そして、わが国では、レンナーの「属人的民族的自治」論は、ほとんどパウアーの目を通して紹介されてきたと言ってよい。

この点、私は、オーストロ・マルクス主義の民族問題思想について、これまでもっぱらパウアーの民族および民族問題に関する理論を研究し、いくつかの著書、論文を発表してきた<sup>3)</sup>。レンナーについては、必要な限りでわずかに言及するにとどめてきた。さらには、第一次大戦中に民族自決権をめぐる両者の見解が大きく分かれるにいたったことを明らかにするにとどまった。つまり、私は、第一次大戦末期、ハプスブルク帝国解体の動きが強まる中で、レンナーは古い「民族的自治論」を保守したが、これに対してパウアーは、国家的独立・分離権を含めた民族自決権を認めるにいたったと述べるにとどまった。第一次大戦末期における両者の見解と立場の相違は、いかなる理由から生じたのだろうか。私は、彼らの民族問題思想の違いの根底まで深く立ち入って、その理由を述べることはなかった。これは、これまでの私の研究の限界でもあった。

しかるに、その後、太田仁樹が民族問題に関するレンナーの諸著作に関して一連の翻訳を発表するにいたった<sup>4)</sup>。今や我々は、太田の翻訳上の仕事を通してレンナーの考えを詳しく知ることができるようになった。そして、レンナーとパウアーの見解を比較することが可能となった。

なかでもカール・レンナー『諸民族の自決権』(1918年、以下『自決権』と略)の太田訳は重要である。この書は、『国家をめぐるオーストリア諸民族の闘争』(1902年、以下『闘争』と略)の「完全改訂第2版」で、レンナーの民族問題思想をかなり体系的に論じたものであり、また、第一次大戦末期の民族自決権をめぐる彼とパウアーの対立を思想的根底にまで掘り下げて検討する可能性を与えるものである。実際にその「訳者解説」で太田は、その訳業を踏まえて、民族的自治論に関してレンナーとパウアーとでは考えが根本的に違っていると指摘している。確かに両者の相違を指摘することによって、彼らの所説を改めて比較し、その異同を再考する刺激と機会を与えたことは、太田の功績である。しかし、その際、太田は、レンナーの見解の立場に立ってパウアーを論難している、つまり「過小評価」している。これに対して、太田による論断がどこ

までパワーを正確に把握したものなのか、パワー理論とレンナー理論がどこまで共通しているのか、あるいは、どこが違うのか。我々はこれを検証する必要を感ずる。以下、本稿では、太田による翻訳に多くを依存しつつ、これらの論点について明らかにしたい<sup>5)</sup>。

- 1) Karl Kautsky, Nationalität und Internationalität, in : *Die Neue Zeit*, Jg.26, Bd.1,1908,S.1.
- 2) オットー・パウアー 『民族問題と社会民主主義』丸山敬一他訳, 御茶の水書房, 2001年, 298頁。
- 3) 拙著『民族と民族問題の社会思想史——オットー・パウアー民族理論の再評価——』梓出版社, 1994年。  
拙稿「パウアー」(丸山敬一編『民族問題 現代のアボリア』ナカニシヤ出版, 1997年, 第4章)。  
拙稿「マルクス主義と民族問題——オットー・パウアー民族理論の再評価——」, 『情況』1992年1・2月合併号(星野智他著『ナショナリズムを読む』情況出版, 1998年所収)。  
拙稿「ハプスブルク帝国とオットー・パウアー——ひとつの帝国の終末論——」, 『情況』1997年12月号(西川長夫他著『国家を読む』情況出版, 2000年所収)。  
拙稿「オットー・パウアーと民族問題——O.パウアー 『民族問題と社会民主主義』に関する一研究——」, 『金沢大学経済学部論集』第23巻第2号, 2003年3月。
- 4) レンナーに関する太田の翻訳は、以下の通りである。
  - ①「国家と民族」(上), (下), 『岡山大学経済学雑誌』第32巻第2号, 第3号, 2000年。
  - ②「勤労人民と民族問題」, 『マルクス・エンゲルス・マルクス主義研究』38, 2002年。
  - ③「民族: 神話と現実」(1)–(5), 『岡山大学経済学雑誌』第32巻4号, 第33巻第1号–第4号, 2001–2002年。
  - ④「『国家をめぐるオーストリア諸民族の闘争』第一部: 憲法・行政問題としての民族的問題」(1)–(3), 『岡山大学経済学雑誌』第37巻第3号, 第4号, 第38巻第1号, 2005–2006年。
  - ⑤『諸民族の自決権』(1918年), 太田仁樹訳, 御茶の水書房, 2007年  
以下、レンナーからの引用等は太田訳により、本文中に、たとえば、(①, (上) 頁数) というように記す。
- 5) 本稿は、2008年3月27日から29日にかけて北海学園大学で開催された第15回ポスト・マルクス研究会での報告「太田仁樹『諸民族の自決権』(レンナー原著, 御茶の水書房)をめぐる」を準備するために作成した原稿を、修正の上公表するものである。

## II レンナーとパウアー——太田仁樹説を中心に——

前述のように、レンナーとパウアーは、第一次大戦前までは、オーストリアの多民族問題の解決策として、ともに「民族的自治」論を掲げていた。ところが、彼らは、第一次大戦末期、ハプスブルク帝国の崩壊の危機を前にして、民族自決権の取り扱いをめぐる深刻な対立に陥った。レンナーは、民族の分離・独立(「民族国家」の樹立)論を批判して民族自決権を民族自治権と解し、帝国の国制改革を目的とした従来の「属人的民族的自治」論を固守した。これに対してパウアーは、民族の民主主義的権利として民族自決権を掲げるにいたった。その際、彼は、注目すべきことに、民族的自治を否定し民族の分離・独立権に限定したレーニンの民族自決権論とは異なり、権利の行使形態としては、民族的自治と分離・独立の両方を含む民族自決権論を唱えたのであった。彼は、民族革命が問題となっている当時の時代には、単なる国制改革＝改良政策としてのレンナーの「民族的自治」論が反革命的な役割さえ担うと批判した。こうして、レンナーとパウアーは、民族問題の解決策をめぐる、決定的に決裂するにいたった。

この事実をめぐる、『自決権』の「訳者解説」で太田仁樹は、レンナーを積極的に評価し、パウアーを厳しく論難している。太田によれば、第一次大戦末期に、レンナーが、「属人的な民族的自治論と多民族国家における多民族共生論を堅持した」のに対して、パウアーら「左派」が「多民族国家オーストリアの解体論に移行していった」(⑤, 341頁)。つまり、パウアーは「民族的自治論から分離・独立論へとその立場を変更した」(⑤, 347頁)。オーストリアの被抑圧諸民族は分離・独立を望み、協商国がこれを支持したのであるが、「ナショナリストに対して妥協的であった」パウアーは、「その流れに追随した」(⑤, 354頁)。これは、もともと、パウアーの『民族問題』における「民族的自治論の根拠づけの希薄さ」に照応したものである。つまり、『民族問題』は、「国民国家(民族国家)を正常な国家形態とし、そこには属人的民族的自治は必要がないが、多民族国家では領域と民族が一致しないので、やむなく属人的民族的自治が必要となる、という論理であった」(同上)。

こうして、太田は、第一次大戦末期におけるパウアーの立場の変更は、彼

の『民族問題』にその理由の一端を見出すことができるのである。先にも述べたように、パウアーは、レンナーに学びつつ、彼の民族的自治論を構想した。しかし、太田によれば、パウアーは、レンナーをきちんと学ばなかったものであり、彼の民族的自治構想は、「中途半端なものにとどまり、また根拠づけを欠くものになった」(⑤, 352頁)。つまり、レンナーは、国家が属地原理(Territorialprinzip)に基づき構成されるのに対し、民族は属人原理(Personalprinzip)に基づき構成されると考える。どの民族に属するかは、個人の主観的意識による。すなわち、個人の「自由な民族性宣言」に基づく「民族台帳への登録」によっているのである。こうして、レンナーは、属地主義的な民族自治論を否定し、民族の教育・文化行政のみを民族に担わせる属人的民族的自治論を唱えるのである。このレンナーに対して、「パウアーはその著書で、民族的自治に属人原理と属地原理の2種類があるとしている。レンナーの見解をとるならば、このようなパウアーの把握は問題の本質を理解しないものである……パウアーにおいては、属地原理を補完するものとして、属人原理が考えられているので、民族性宣言と民族台帳への登録の意義も補足的なものにとどまっている。」(⑤, 349-350頁)

太田は、こうしてレンナーとパウアーとの民族的自治論においては、根本的な相違が存在すると解する。太田によれば、こうした相違は、彼らの国家論的認識の相違にも関係している。レンナーは、法に基づく人類の「平和と自由」を考え、かかる法秩序を保証するものとして国家の存在を考える。そして、こうした上位国家(連邦国家)に組み込まれることによって、「民族の自由=自決(自治)」も保証されると述べる。「レンナーの自治についての理解は、国家を階級支配の機関とみなし、将来においてその死滅を展望するマルクス主義の国家観ともまったく異質である。唯物史観の改変・拡充という問題意識によるパウアー『民族問題と社会民主主義』においては、マルクス主義的国家理解が継承されていた。民族的自治構想が、パウアーにおいては中途半端なものにとどまり、また根拠づけを欠くものになった理由の一端がここにある。」(⑤, 352頁)

太田は、さらにレンナーの民族自治構想を高く評価する立場に立って、こう述べる。

「レンナーの構想が世界レベルに拡張されるなら、国民国家(民族国家)という形で民衆を動員する主権国家の並存・対立という世界像とは異質な、世界国家のもとでの脱民族化した地域国家と脱領域化した民族的自治政府の共存という世界像が現われてくる。……国民国家(民族国家)の限界が露呈する21世紀となり、ようやくレンナーの民族的自治論を評価できる時期が到来したのだと言えよう。」(⑤, 354—355頁)

太田が指摘するように、これまで、「レンナーの属人的民族的自治論は、パウアーと重ねて評価されることが多かった。」むしろ、非ドイツ語圏では、「パウアー偏重」の研究が多かった。「パウアーに焦点が当てられることで、属人的民族的自治を内容とする民族政策の含意と根拠づけが見失われ」ることになった(⑤, 355頁)。

以上、太田は、レンナーとパウアーの民族的自治論を比較し、通説的な解釈とは異なり、両者の間に横たわる根本的な相違を見いだした。そして、レンナー的な見地に立って、パウアーの民族的自治論が「中途半端」で根拠希薄なものであると論断する。私は、先にも述べたように、属人原理と属地原理の取り扱いをめぐって、レンナーとパウアーの民族的自治論を比較し、その異同を考える機会を提供した点で、太田を高く評価したい。しかし、他方で、太田がパウアーをあまりに過小評価していると考えるのである。「訳者解説」という制約もあって、太田は、パウアー理論を評価するに当たって確かな論拠を示しているわけではない。が、私は、そこに再考を要すべき次のような論点を見いだす。

- ①属人原理と属地原理の評価にあたって、レンナーとパウアーの間にどれほど見解の相違があるのか。また見解の相違が生じた理由は何か。
- ②属地原理をも容認することによって、パウアーの属人的民族自治論が「中途半端」で根拠希薄になるのだろうか。また、この容認によって「自由な民族性宣言」に基づく「民族台帳」の作成に関して、パウアーにあってその意義が「補足的」なものにすぎなくなるのだろうか。
- ③レンナーとパウアーの民族的自治論には、太田の指摘するほど顕著で大きい差異があるのだろうか。
- ④パウアーが国家を階級支配の機関とだけしか解さなかったのだろうか。



- ⑤パウアーが『民族問題』で、国民国家(民族国家)を「正常な国家形態」と見なしていたのだろうか。
- ⑥太田はレンナーの世界国家論のみを取り上げ評価するが、パウアーには世界国家論がなかったのであろうか。また、あったとすれば、これをどう評価すべきか。
- ⑦第一次大戦末期に、本当にパウアーがオーストリア解体論を主張し、民族自治を否定した分離・独立権としての民族自決権を掲げることによって、ナショナリストに迎合する姿勢を示したのだろうか。

### Ⅲ 民族の規定をめぐる

#### (1) 文化共同体としての民族

第一次大戦末期、パウアーら左翼からの突き上げにあっていたレンナーは、その批判に答えるかのように『自決権』を出版した。しかし、本書ではまだ、パウアーに対する直接的な反論なり反批判はなされていない。レンナーは、むしろ民族および民族問題の理論において、パウアーの功績を讃え、持ち上げてさえいる。つまり、「民族の問題を全面的に展開する者は」「オットー・パウアーの著作に向かうべきである」(⑤, 10頁)と指摘している。レンナーは、民族概念の説明において自らの見解を補完するような形でパウアーに触れている。民族本質論については、レンナーは概してパウアーと見解が一致しているという印象を与える形で論じている。しかし、この点、両者は基本的な理解において一致しているのだろうか。むしろ、この理解の相違が、後に民族問題論とその解決策を展開する上で両者に重大な影響を与えてはいないか。ここでは、こうした関心から、ふたりの民族本質論を比較し検討したい。

まず、レンナーは、パウアーによりつつ、諸民族の生成過程について、こう述べる。

「諸フォルクの歴史はその性格を形成し、単なる自然共同体(血縁・定住共同体)から、同じ歴史的な運命を通じて、言語・文化共同体が生成し、幾世紀を経たその特性は、経済制度によって規定される。」(同上)

つまり、レンナーは、パウアーによりつつ、民族(フォルク)をまず「同じ歴



史的な運命」を通じて形成された「言語・文化共同体」として明らかにする。果たして上の引用箇所におけるレンナーの説明は、パウアーの見解を正確に反映したものだろうか。我々は、ここに「一見細かいとも思われるが、後に民族における地域の規定を考察する際に重要な意味をもつ相違を見いだす。

まず、パウアーの自然共同体は、遺伝によって相続される精神的・身体的な性格を内容とし、「定住共同体」を決して意味するのではない。また、パウアーは、民族を文化共同体として主として規定しているが、その自然共同体としての側面を完全には否定していない。つまり、パウアーにあつては、民族とは自然共同体と文化共同体の統一なのである。ここでレンナーが、「同じ歴史的な運命」に言及するが、パウアー民族理論のキー概念ともいべき「運命共同体」(Schicksalsgemeinschaft)に触れていない点が注目される。上の引用箇所全体において、レンナーは、後に見るように、民族が地域から切り離された人的集団、属地的団体(領域団体)ではなく属人的団体であるとする観点から、フォルクの形成史を述べているのである。

さらに、レンナーが民族(フォルク)を「言語・文化共同体」として述べ、言語をその規定に明確に考慮していることが注目される。周知のようにパウアーが言語抜き文化共同体として民族をとらえたという解釈がある。この解釈は、言語抜きといったカウツキーによるパウアー批判に由来する。カウツキーは、民族が言語共同体であるとして、民族＝文化共同体とするパウアーを批判した。これに対して、パウアーは、民族が言語共同体でもあることを否定したことはなく、言語共同体として民族を規定するだけでは表面的であると反論する。実際に『民族問題』では、パウアーは、運命共同体から生じた文化共同体としての民族の「第二の整序」手段として言語を位置づけた。つまり、会話・交流、民族文化を媒介する「手段」として言語を位置づけたのである。共通言語をめぐるカウツキー・パウアー論争に対して、太田は、他の論稿で次のように述べる。

①「…… 民族規定のメルクマールを言語に見いだすか否かというこの論争は、当事者の双方にとって本質的なものではなかった。論争の推移のなかで両者とも、言語をめぐる民族認定メルクマール論では民族問題認識として不十分であることを認めている。カール・レンナーは、民族を『言語－文化共

共同体』と呼んでいるが....., これは民族を『言語共同体』とすべきか『文化共同体』とすべきかという論争に政策的な意味を認めないという判断を示すものであり、示唆的である。」

②「カウツキーは、経済、政治、文化の三つの側面から歴史的に民族運動の興隆を捉えている。言語を重視しているが、民族規定として、『文化共同体』説と対立する『言語共同体』説を提起しているのではない.....カウツキーのなかに民族認定のメルクマール論としての民族＝『言語共同体』説が存在していることは確かである。それがパウアーとの論争に際しては、前面に出ている。だがそれは、カウツキーの民族問題認識全体のなかでは周辺的なものにすぎなかった(パウアーのなかでも、民族＝『言語共同体』説批判は周辺的な意味しかない)。」<sup>6)</sup>

これはいささか乱暴な議論である。第一に、カウツキーにとって、言語を民族の第一のメルクマールとするのは民族問題を考える上ではどうでもいいことだと太田は言っているようである。しかし、言語としての民族の問題は、田中克彦の研究が示しているように<sup>7)</sup>、カウツキー、スターリン、レーニンと続くマルクス主義の民族問題論史を考える上で重要な位置を占めている。第二に、カウツキーは、明確に文化共同体として民族をとらえることを否定した上で民族の第一のメルクマールとして言語共同体を指摘した。彼は、しかし、他方で、民族の文化的側面をいつの間にか認める。これはカウツキーの首尾一貫性の欠如を意味するにすぎない。だからと言って、共通言語を第一のメルクマールとするかどうかは、カウツキーにとっても民族問題を考える上であまり意味のあるものではなかったと決めつけることができるのだろうか？

私は、「一つの言語→一つの民族→民族国家＝近代国家の典型的形態」論とするなどカウツキーの議論において、「民族＝言語共同体」規定が民族問題論を考える上で重大な位置を占めたと別の論稿で論じた<sup>8)</sup>。ここではこれを繰り返さない。ただ、太田が、言語の問題をめぐるパウアー・カウツキー論争があまり意味のないものであったと、レンナーが「言語—文化共同体」と述べることによって示したと述べていることに注目したい。この点、太田は、その論拠を具体的に示しているわけではない。太田が指摘する『自決権』も、ハ

ウアー・カウツキー論争に言及してはならず、その無意味さを指摘して「言語－文化共同体」という言葉を使っているわけではない。また、太田がその「訳者解説」で無造作に「文化－言語共同体」という言葉をも使っていることも気になる。果たして、レンナーにとって「言語－文化共同体」も「文化－言語共同体」も同じ意味をもっていたのであろうか。この点、レンナーにとって民族が「精神的・文化共同体」であることが重要である。それに対して言語の位置づけは軽い。『自決権』第2篇で、レンナーは、民族とは「共通言語によって媒介される思考と感情の共通性をもつ人間の集計である」(⑤, 81頁)とも述べている。「言語－文化共同体」とは、言語によって媒介された精神・文化の共同体を意味する。パウアーにとっても、言語は精神・文化の媒介手段である。誤解なきように言語を明示しているとは言え、この意味で、レンナーにとって言語はパウアー同様に副次的な意味をもつにすぎず、言語を民族の第一のメルクマルとするカウツキーの見解とは異なっている。つまり、パウアー・カウツキー論争では、事実上、レンナーはパウアーの立場に立っていると言える。太田の考えるように言語をめぐるパウアー・カウツキー論争が無意味であることを示すためにレンナーが「言語－文化共同体」という言葉を用いたとはどういえない。むしろ、カウツキー・パウアー論争について言えば、レンナーが、あえて「言語－文化共同体」と述べることによって、「言語抜き」という誤解が生じたパウアー民族本質論を補強し、誤解の解消に努めていると言った方が正確ではないだろうか。

以上のように、私は、言語と民族の問題について、レンナーとパウアーの見解には大差がないと考える。また、民族を「文化共同体」ととらえる点でも同様である。「民族＝精神的・文化的共同体」論においては、じつは、レンナーがパウアーに先行する。つまり、これについて、レンナーは『国家と民族』(1899年)において素描の形でだが論じていた(①, 184頁以下)。パウアーは、このレンナーに学びつつ、彼の民族本質論を構築したと推測される。

さて、レンナー独特の民族理解を端的に示すのは、「民族は、自然科学的概念でもなく、…… 社会学的概念でもなく、政治的な概念なのである」(⑤, 10頁)という考えである。レンナーは、近代的民族を取り上げ、それが民族感情のみでなく、民族意識をもち、政治化したフォルクであるという。レンナー

にとって、ネーションとしての民族は、「政治学の概念」であり、「政治的な言語－文化共同体」(⑤, 14頁)である。レンナーは、政治的でない「言語－文化共同体」をも想定し、これをフォルクとしている(⑤, 17頁)。つまりレンナーは、「それ自身無意識で、共通の利害の感情や共同行動の決定にお進んでいない『言語－文化共同体』は、フォルクであり、政治的な意味での民族ではない」(同上)と述べている。このようにレンナーは、フォルクとネーションを厳格に区別している。より具体的に彼はこう述べる。

「民族は自然科学的には不分明な人種指標をもつ諸個人の総和であり、社会学的には、普通は共通言語によって媒介される思考と感情の共通性を持つ人間の集計であるが、一定の発展段階で、統一的な意志をもった人間総体となり、その民族的特性と文化の維持のために他の民族から独立した国家的な単位となる。」(⑤, 81頁)

この「国家的な単位」としての民族が政治学的な意味での民族なのである。これに対して、フォルクとネーションを区別するこのようなレンナー的厳格さはパワーにはない。また、パワーは、民族を主として社会学的に明らかにしようとしている。とはいえ、彼も、社会学的に明らかにされる「文化共同体」としての民族が、民族感情のみでなく民族意識をももつにいたり、民族政策を掲げて政治化するプロセスを描いている。彼にあっては、近代的民族としてのネーションは、国家形成ないし国家構成民族を意味する。この点で、レンナーとパワーには一見大きな違いがないように見える。

しかし、民族的理念の発展を考えるうちに、レンナーは、注目すべき見解にいたる。

彼は、民族的理念が「民族的文化理念として立ち現れ、政治的な権力理念となり、ついには民族の法理念に上昇する」(⑤, 106頁)と述べている。民族的文化理念は、受動的フォルクに妥当し、政治的な権力理念は、19世紀の政治的フォルクすなわちネーションに妥当する。このネーションは、「国家を自由にする権限を要求し、政治的な自決を追求する」(同上)。すなわち、民族性原理を掲げて、民族国家建設を行うのである。それに対して、将来は、「インターナショナルな世界国家」(⑤, 110頁)に進むのであり、「インターナショナルな法共同体の原理」として「民族の法理念」が問題となる。それは、民族に法

人格を与え、そのようなものとして権限と義務を与え、多民族共生を保証するのである。レンナーは、後述のように、民族国家→多民族国家→世界国家といった発展を、世界史の歴史的必然過程だととらえる。そして、多民族国家における暫定的な民族の法理念の実現を考える。それは、多民族国家としての国家の存在を前提とし、国家によって、つまり国法によって法人格をもつ統一的全体(公法的団体)として民族を構成することを意味する。つまり、法理念としての民族は、(多民族)国家を前提とする。民族は、(多民族)国家によって法的に構成され、また法的・政治的な自由を与えられる。レンナーのこのような思考の流れは、結局、世界国家にいたるまで、多民族国家の存在を絶対化し、国家の存在を(法的概念としての)民族に先行させる。また、民族を法的に統一的全体として構成することを目指して、その際に、多民族国家における民族の混在・分散地域の存在を指摘することによって、民族が属地的団体(領域団体)ではなく、属人的団体であると述べ、ひいては民族を地域から切り離していく。

それに対して、パウアーは、社会学的考察の延長線上に、民族が国家の先に立つものであると考え、その上で民族意識をもち政治化した民族が国家とどうかかわるかを論ずる。そこには、多民族国家の維持を絶対化する論理は見あたらない。両者のこうした観点の違いを看過できない。この違いは、地域と民族の関係のとらえ方の両者の微妙な相違、ひいては第一次大戦末期に、民族性原理と民族自決権に関する両者の評価の相違に結びついている。

先に、言語をめぐるカウツキー・パウアー論争に関する太田の評価を取り上げた。この評価に際して、太田は、それが無意味であったと述べるのみでなく、さらに「民族認定のメルクマール論は、カウツキーにとっても、パウアーにとっても、彼らの民族問題認識にとって周辺的なものであった」のであり、「本質的なもの」ではなかったと述べている<sup>9)</sup>ことが注目される。太田はまた『自決権』の「訳者解説」では、「レンナーにとっては、民族とは何かという詮索はさほど重要でない」(⑤、352)とも述べている。つまり、太田は、民族の本質に関する認識が民族問題論を考える上であまり意味がないと考えている。しかし、太田のように言うと、「憲法・行政問題としての民族問題」に限定して行政技術・法技術論的な印象さえをともなった『闘争』に対して、その再版

である『自決権』でレンナーがなぜ民族本質論を比較的詳しく述べることから始めて、民族問題に関する体系的な思想書の体裁を与えるにいたったのか、説明できない。実際には、以下に見ていくように、一見同じように見えるレンナーとパウアーの民族理解の微妙とも思われる違いが、彼らの民族問題に関する認識と解決策の相違、ひいては民族自決権に関する考えの相違に結びついていく。この点、民族問題への両者の理解と対応の相違にとって重要なのは、民族と領域(地域)の関係に関する両者の見解の微妙な相違である。

## (2) 民族と地域

まず、レンナーにとって特徴的なのは、民族を地域から切り離し、民族を領域団体としてではなく属人的団体として構成する傾向である。このことは、『国家と民族』から『闘争』を経て『自決権』にいたるまで一貫している。『国家と民族』でレンナーは、民族と地域の関係について、抜き書きすると、次のように述べている。

「民族性—意識は一定の領土と必然的關係をもつものではない。」(①, (上) 189頁)

「国家と国家領土は分かちがたいものだとして理解されるが、諸民族は物質的利害を追い、存在をかけた闘争が彼らを渦巻かせているので、彼らは領土の中に混じり合っている。民族は領土団体とは理解できない。」(①, (上) 191頁)

「民族は領土団体としてではなく人的団体として構成されるべき」である(同上, 194頁)。

「経済的・文化的な利害は、遠く隔たった地域の住民を結びつける。人間は土地から自立していく。」(①, (下) 96頁)

『自決権』では、民族と領域(地域)の関係について、次のように述べられている。

「だが個人の民族帰属、その民族性は、本来領域とはもはや何の関係もない…… 民族は、同じように考え、同じように話す人々の結合であり、もはや土地に結びついていない近代の人間の文化共同体である。」(⑤, 87頁, なお同様の文章は、『闘争』, <④, (1)> 130頁にある)

「国家と国家領域は、概念的に切り離すことができないが、諸民族は、どの



民族同胞にとっても歴史的な定住地、内外の移動、短い生存闘争が入り乱れているように、領域内で混ざり合っている。民族は、概念的には領域団体ではない。」(⑤, 124頁)

以上、レンナーは、①「文化共同体」としての民族の帰属性が「土地とは結びつかない「属人的」なものである、②歴史、移動を理由とした民族の混在、③経済的・文化的利害による人間の土地からの自立化などという理由から、民族を地域・領域から切り離し、領域団体としてではなく属人的団体として理解する。この点でレンナーは、その初期の作品から一貫している。レンナーによる「文化共同体」としての民族の規定は、民族が土地から切り離された「人的共同体」であることを強調するためにあったとさえ言える。もちろん、他方でレンナーは、民族を完全に土地から切り離しているわけでもない。彼は、民族がまとまって住む地域、民族の故郷の地や母国の存在を認めている(⑤, 119頁)。また、後に見るように、民族が空中に住んでいるわけではないと述べ、民族的な住民構成にしたがった地域区分をも考えている。さらに、大定住領域に住む大民族が民族国家を形成しうる事実も容認する。だから、地域に関するレンナーの主張はまことにわかりづらい。これを私なりに解釈すると、レンナーの考えは次のとおりである。

確かに、民族のまとまった定住地域は存在する。しかし、歴史的理由と移動から民族の混在状況、民族的少数者が生ずる。資本主義の発展は、経済的理由からも民族を分散化していく傾向がある。もともと、文化共同体としての民族の帰属性は、土地に結びつかないものであり、文化的・精神的つながりにある。これに加えて、民族の多くがまとまって定住地域に住んでいるにしろ、民族の一部が分散化している状況では、法人格をもつものとして民族全体を統一的に構成する場合は、この公法的団体としての民族は領域団体をなさず、純粹に属人的団体として構成されなければならない。

つまり、我々は、レンナーが民族の大多数が地域にまとまって住むという現実を一方で認めながらも、あくまでも民族を地域から切り離そうとしているという印象を受ける。まさしく民族が領域団体をなさないという理由から、レンナーは、地域、領域と結びついた民族問題の解決策を否定した。具体的に言う、属地的民族的自治を否定し、民族性原理に基づいた解決策(民族国



家の形成)を否定し、ひいては民族自決権を国家的独立・分離権ととらえたり、民族自決権に国家的独立・分離権を含めたりすることに反対した。もっとも、民族のまとまった地域の存在という現実から、レンナーは、太田が言うようには「純粹」に属人原理を貫徹せず、後に見るように、少なくとも初期の作品では属地原理にも一定の役割を認めるような叙述も行うのである。

以上のようなわかりづらさがあるとはいえ、レンナーは、結局、民族問題の解決策として基本的に属人的民族的自治に基づいた多民族連邦国家の形成を唱えた。そして、属人的民族的自治は、国家と(中間)地域の経済的・政治的行政とは切り離された民族の教育的・文化的行政(租税徴収権を含む)を意味する。こうして、レンナーにあつては、国家は、その機能に応じて、国家(連邦中央)、(中間)地域、民族と三重に組織されるのである。『自決権』でレンナーは、この構想をオーストリアにおける多民族問題の解決策を越えて、世界国家(多民族世界連邦国家)の組織原理にまで高めている。

これに対して、パウアーの場合はどうであろうか。確かにパウアーは、先行するレンナーの研究(『国家と民族』、『闘争』)に学んで彼の『民族問題』を著した。明示されていないとは言え、民族を単なる言語共同体というより、言語に媒介された文化共同体としてとらえる視点も、レンナーの『国家と民族』から学んだと思われる。民族と領域(地域)の関係についても、パウアーはレンナーの影響を受けている。地域と民族規定の関係に関するパウアーの見解については、私は、これまでの研究において詳しく論じてきた<sup>10)</sup>。ここでは、これらに基づくと同時に補足を加えつつ、パウアーの見解をまとめたい。

パウアーは、「地域的分離にもかかわらず、文化共同体が、場合によっては自然共同体さえも維持されうるとすれば、地域的分離は民族的性格共同体の障害とはなりえない。」(前掲邦訳書、120頁)と述べている。そして「書籍印刷、郵便、電信、鉄道、汽船の時代には」(同上)、ますますそう言えると述べている。パウアーのこの叙述は、かつて地域抜きに民族の規定を行ったという批判をまねいた。確かにそれは、パウアーがあたかも民族規定において地域を軽視しているような印象を与える。しかし他方で、パウアーは、後にユダヤ人の民族的自治を論ずる際に、ユダヤ人が共通地域を持たないが故に民族的性格を失うと述べている。ここでは地域の問題が重視されている。だから、

これまで民族と地域の問題について、パウアーが一貫していないという指摘がなされてきた。いずれにしても地域の問題について、パウアーの場合、レンナーのように割り切ることができない側面が残されている。両者の間には微妙な違いが見られる。

この点、先の引用で共通地域の存在を民族の不可欠な条件としないとする際に、パウアーが「文化共同体が、場合によっては自然共同体さえも維持されうるとすれば」と条件を付していることに注意しなければならない。そして、これは「運命共同体」に関するパウアー特有の考えに関連している。パウアーは、生存闘争において共通の運命を体験する人間集団のことを「運命共同体」と呼んでいる。そして、この運命共同体から性格共同体、たとえば文化共同体が生ずると考えるのである。共通の言語と共通の地域は、この運命共同体を存立させる重要な条件なり手段(第二の整序)を意味する。もしも民族が共通の地域なくして運命共同体を維持できるとすれば、その場合には共通の地域は、民族の存立の絶対の不可欠な要件とはならない。その例は、中世における地域的に分散して住むユダヤ人の職業共同体としての運命共同体の存在である。ユダヤ人は、近代資本主義の生成によってこの職業共同体を失う。そして、地域の共通性がないので、この職業共同体に代わる運命共同体を形成しえない。かくしてユダヤ人は、その民族的性格を失う。ユダヤ人に関するパウアーのこうした考えは、地域の共通性に関してパウアーが軽視していたのではなく、かえって重視していたことを浮かび上がらせる。これはパウアーの矛盾とか混乱ではなく、共通地域に関するパウアーの取り扱いの真意をかえって浮かびあがらせる。彼の矛盾・混乱を見るものは、運命共同体概念、そしてこれと共通地域の関連を無視している。

パウアー自身、「われわれは繰り返し地域的な分離がどのようにして統一した民族を引き裂くかについて語ってきた」(前掲翻訳書、119頁)と述べている。先に掲げた引用箇所の直前に、彼は、地域的分裂・分離による運命共同体の分裂・分離が民族の分裂をもたらし、逆に地域的統合化が運命共同体の統合をもたらし、諸民族の歴史的統合をもたらすと述べている。叙述のこの流れからすると、中世において共通の地域をもたずして運命共同体を維持し、民族として存立したユダヤ人の問題は、パウアーにあってはむしろ希なケース

であったように思われる。むしろ、彼にあつては、民族が全体として存立し、その運命共同体を維持するためには共通地域存在は重要な意味をもつ。他方で、民族の一断片、一部分についてはそうではない。他国、他地域に分離して生活する民族の一部分も、民族の故郷、故国との繋がりを維持する限り、換言すれば民族の運命共同体を失わない限りで、その民族的性格を維持する。この場合は、地域的分離は民族存立の要件とはならない。先の引用中の「地域的分離は民族的性格共同体の障害とはなりえない」というパウアーの言葉は、その前後の文脈から見てもこの意味で用いられている。つまり、パウアーにあつては、あくまでも民族にとって故郷、故国の存在は運命共同体を維持する上で重要な意味をもっていた。これは、彼の「民族の自然的同化」論を理解する上で重要である。すなわち、その後の諸論文でパウアーは、他地域に分離して生活し、周囲の民族的多数者に対して少数者として存在する民族の一部分（「言語孤島」と言う）について、こう述べる。

すなわち、これらの民族の一部分が、その故郷とのつながりを維持し、運命共同体を維持する限りでは、彼らは周囲の民族的多数者に同化しない。逆に、その故郷とのつながりを失い、自らの運命共同体を失う場合は、彼らは、周囲の民族的多数者に自然的に同化する<sup>11)</sup>、と。

以上の考察から、民族と地域（領域）の問題に関して、レンナーとパウアーには考えの微妙な相違があつたことがわかる。レンナーの場合、民族がまとまって定住する地域が多数をなすことを一方で認めながらも、民族の混在・分散化傾向を指摘して地域と民族を切り離す。そして公法的団体として民族を統一的に構成する際に、民族が領域団体ではなく属人的団体であると主張する。つまり、民族のまとまって住む定住地域に限定して見るのであれば、民族が領域団体をなすと常識的には考えられるのであるが、レンナーは、あえて他地域に分散して住む民族断片を集めて民族を統一的に公法的団体として構成する道を選ぶことによって領域団体としての民族の道を閉ざす。そして、基本的には、地域との結びつきで考える民族問題の解決策を拒絶する。それに対して、パウアーの場合、運命共同体の存立を基礎づける重要な要件として地域の共通性を位置づけ、民族にとって故郷、故国の存在の重要性を認めている。彼の地域からの民族の分離論は、地域における民族混在・混住、

民族的少数者の状況に主として適用される。つまり、レンナーとは異なり、パウアーは、民族の領域団体としての側面を一応認めた上で、これからはみ出、地域的に分離して住む民族断片の問題を考えるのである。

誤解を生まないために言うと、もちろん、両者の叙述は、必ずしもこうきれいに整理できるわけでもない。パウアーにあつては、共通地域の存在が民族にとって重要であるのかないのか、読みとるのに難解な叙述をなしていた。他方、レンナーにあつても、民族がまとまって住む地域の存在を認めている。また、民族の故郷の地の存在をまったく無視しているわけではない。民族国家の論述に際しては、明らかに民族を領域団体としてとらえている。こうした難渋さ、両者の学問的影響関係もあつて、民族規定における地域の取り扱いをめぐるレンナーとパウアーの微妙な相違はこれまでわが国では気づかれもしなかった。私も、第一次大戦中に生じた、民族自決権をめぐるパウアーとレンナーの対立の意味を深く検討するために、太田の翻訳業績に依拠しつつ、レンナーを読み進めるうちに、地域の取り扱いをめぐる両者の相違に気づくにいった。そして、結論を先取りして言えば、この相違が、属人的民族的自治、民族性原理、多民族連邦世界国家、民族自決権をめぐるレンナーとパウアーの見解の相違に結びついていると理解するにいったのである。

- 6) 太田仁樹「マルクス主義理論史研究の課題(VII) ——相田慎一著『言語としての民族——カウツキーと民族問題——』によせて——」『岡山大学経済学会雑誌』第34巻第3号, 2002年12月, 68—70頁。
- 7) たとえば田中克彦『言語からみた民族と国家』岩波現代選書, 1978年, ポフダン・ナハイロ, ヴィクトル・スヴォボダ著『ソ連邦民族・言語問題の全史』田中克彦監修, 高尾千津子・土屋礼子訳, 明石書店, 1992年を参照。
- 8) 拙稿「オットー・パウアーと民族問題——O.パウアー『民族問題と社会民主主義』にかんする一研究——」(前掲)のII(2)「民族における言語の問題」。
- 9) 太田「マルクス主義理論史研究の課題(VII)」(前掲), 70頁。
- 10) 拙著『民族と民族問題の社会思想史』(前掲)第2章IV(2)107頁—110頁, 拙稿「オットー・パウアーと民族問題」(前掲)II(3)「民族における地域の問題」を参照。
- 11) パウアーの「民族の自然的同化論」については、拙稿「ハプスブルク帝国とオットー・パウアー」(前掲), 55頁以下を参照。

#### IV 属人的民族的自治論

##### (1) 太田によるパウアー批判

レンナーとパウアーの「属人的民族的自治」は、いわゆる「文化的民族的自治」の「悪名」で知られている。「文化的民族的自治」は、オーストロ・マルクス主義者の民族的自治論に対する批判者の側からのレッテルでもあった。レンナーとパウアー自身は、自らの民族的自治論を特徴づけるのにこの言葉を使用しているわけではない。むしろ、太田が指摘するように、レンナー自身は「自分の属人的民族的自治論とは違う内容の『文化的民族同輩団体』による民族的自治提案に対して、自分の名が冠せられることを拒否している」(⑤、「訳者解説」354頁)。レンナーの言う属人的民族的自治は、国家行政から民族の教育・文化行政を分離し、民族が教育・文化行政を自治的に担うシステムである。この点では、パウアーの属人的民族的自治論もレンナーと同様である。にもかかわらず、「民族的文化的自治」ないし「文化的民族的自治」の名で、彼らの属人的民族的自治論を「権力」なき「行政」なき民族的自治論とする誤解が後を絶たない。

以上のことを踏まえて、レンナーとパウアーの民族的自治論を比較・検討しよう。この点、私は、これまで両者の民族的自治論には大きな違いがないと考えてきた。拙著『民族と民族問題の社会思想史』では、「パウアーの民族的自治構想は、彼の独創をなすわけではなく、レンナー構想を踏襲したものであり、だから、レンナー＝パウアー構想とでも呼ぶべきものである」(168頁)とさえ述べていた。確かに両者の民族的自治論の相違に関しては、古くは、矢田俊隆による以下のような指摘があるにはあった。

「現実政策のうえでは、政治・経済と文化とは、レンナーの考えたようにはっきりと分けられるものではなく、全体に共通な利害といっても、実際には民族的生活に関係ある事項の集まりにほかならなかった。……パウアーもまたレンナーと同じく、民族を文化的・個人的側面からとらえようとした。……しかしパウアーは、レンナーのように文化と政治・経済を極端に区別することには反対であり、レンナーの構想をうけつぎながら、それを社会主義思想全体のなかへ一層深くすえつけようとしたのであった。いいかえれば、階級

闘争と民族の自由や自治のための闘争とを一致させることが、彼の主要な問題だったのである<sup>12)</sup>。」

矢田は、以上のようにレンナーを批判し、パウアーを肯定的にとらえる。矢田は、政治・経済と文化を完全に切り離し、文化行政のみを民族に任せるレンナーの考えを「実現不可能」な構想であると批判した。つまり「現実政策のうちでは、政治・経済と文化とは、レンナーの考えたようにははっきりと分けられるもの」ではないと批判した。そして、これらをレンナーのように極端に分離しないパウアーの方を高く評価するのである。矢田はまた、パウアーの左翼主義的視点も評価している。矢田は、明白に述べているわけではないが、概して、レンナーの「純粋な」属人的民族的自治論に対して、パウアーの民族的自治論に、地方自治行政を民族に委ねる属地的要素が残されていることを高く評価しているようである。

ところが、今や、矢田とは逆に、レンナーを積極的に評価し、パウアーを論難する見地から民族的自治論に関する両者の相違を指摘する太田の見解が現れるにいたった。すなわち、太田は、『自決権』の「訳者解説」で、こう述べる。

これまで「レンナーの属人的民族的自治論は、パウアーと重ねて評価されることが多かった。」これには、これまでパウアーに関する研究が圧倒的に多く、レンナーに関する研究が進んでいなかったという事情が背景としてある。ところが、「カウツキー、レンナー、パウアーと並べて、その民族理論を検討すると、属人的民族的自治論に対する根拠づけはレンナーにしか見いだせないのである。」(⑤、334頁) それに対してパウアーの民族的自治構想は「中途半端なものにとどまり、まったく根拠づけを欠くもの」であった(⑤、352頁)だから、「パウアーに焦点が当てられることで、属人的民族的自治を内容とする根拠づけが見失われ」てしまう。

太田は、パウアーを否定的に見る理由の一端を、彼が「国民国家(民族国家)を正常な国家形態とし、そこには属人的民族的自治は必要ないが、多民族国家では地域と民族が一致しないのでやむなく属人的民族的自治が必要になる」とみなしていたことに見いだしている。つまり、パウアーにとって属人的民族的自治は、仮の解決策すなわち腰掛けのであったから、「中途半端」で「根



拠づけの希薄なものとなり、またパウアー自身が「民族的自治論に対するこだわりの無さ」を露呈していると考えるのである(以上、⑤、354頁)。この「中途半端」、「根拠づけの希薄」の点では、太田は加えて、パウアーの民族的自治論に「属地原理」の側面も残されていたことを槍玉にあげる。この点、太田は、次のように述べている。

「レンナーによれば、本来属人的共同体である民族は、属人原理で取り扱われるべきなのである。パウアーはその著書で、民族的自治に属人原理と属地原理の2種類があるとしている。レンナーの見解をとるならば、このようなパウアーの把握は問題の本質を理解しないものである。」(⑤、349-350頁)

つまり、太田は、パウアーに属地原理的側面があった点に、彼の「中途半端」さ、「根拠づけの希薄」さの理由を直接的には見いだしている。確かに、属人原理に「純粹」に基づく「属人的民族的自治」を是とする観点からすれば、属地原理も考慮するパウアーの民族的自治論は、「中途半端」に見えるものなのであろう。しかし、完全に土地、地域、領域から切り離された民族問題の解決策などにはありえるのだろうか。少なくとも太田説では、祖先の地を奪われ居留地に押し込められた先住民族、強制移住を強いられた民族の賛同は得られまい。太田は、かつて、「上条勇に見られる無批判的なパウアー礼賛」と述べたことがある<sup>13)</sup>が、私には、ここで「太田仁樹による無批判的なレンナー礼賛」がなされているように思われてならない。

それはともあれ、太田は、属人原理と属地原理を二本立てとしたという理由でパウアーを批判するのみでなく、次のような指摘も行っている。

「パウアーにおいては、属地原理を補完するものとして、属人原理が考えられているので、民族性宣言と民族台帳への登録の意義も補足的なものにとどまっている。」(⑤、350頁)

パウアー民族的自治論において「民族性宣言と民族台帳への登録の意義も補足的なものにとどまっている」かどうかについては異論があるが、これは後に取り上げよう。ここでは、パウアーにあつては、属地原理が主、属人原理が「補完」と考えられていたと太田が指摘している点が注目される。

実は、拙著『民族と民族問題の社会思想史』では、この点、「地域抜き、政治的権利抜きの『文化的民族自治論』というパウアー批判は、パウアーが属地



主義原則と属人主義原則を巧みに組み合わせて民族的自治論を論じたことを完全に無視した、ためにする批判である」(前掲, 173頁)と述べていた。より具体的には、オーストリア社会民主党のブリュン綱領(1899年)との関係を問い、「パウアーの民族自治構想は、属地主義原則を基礎とし、とくに民族少数者の文化的諸権利の問題を解決するために属人主義原則でこれを補完したものであったと特徴づけられる」(171頁)と述べていた。その際、私は、上に述べたパウアー批判の「歪曲性」を浮き彫りにするために、パウアーにおける「属地主義」の側面を強調したのである。ところが、今や、太田が登場し、レンナーの属人的構想の立場に立って、パウアーが民族的自治を属地原理と属人原理の2本立てで考え、属人原理を属地原理の「補完」として位置づけていることで、パウアー民族的自治論を「中途半端」で「根拠づけを欠くもの」と批判する。かつて私は、このようなまったく逆の観点からのパウアー批判が登場しようとは夢にも思っていなかった。確かに拙著で私は、「二本立て」、「補完」について述べており、この点に限って言えば太田と同様の考えを述べていたと言える。しかし、このことがパウアーを論難する論拠として使われるともなると、私は、自説があいまいさを含んでおり、誤解を生むものであったと率直に認めざるをえない。そして、ここで改めて、レンナーとの比較において、属人原理と属地原理の問題に関するパウアー説をより精緻に再考する必要を感じるのである。

## (2) 属地原理と属人原理

属地原理と属人原理の問題については、太田が指摘するほど、レンナーとパウアーの違いが明確な形では現れない。パウアーが属人原理と属地原理の二つを考慮しつつ、民族的自治論を論じたことは先に述べた。他方、太田のいうようにレンナーが属人的民族的自治に徹したとは、少なくとも初期の作品では言えない。私は、太田の言うように「民族的自治に属人原理と属地原理の2種類がある」とすることが何故「問題の本質を理解しない」ことにつながるのか、理解に苦しむ。そもそも、民族的自治に属地的システム(属地原理)と属人的システム(属人原理)の二つがあるとして、両者を区別し比較することから論ずるのは、『国家と民族』から始め、『闘争』をへて『自決権』にいたる

まで、レンナー特有のものであった。『民族問題』でパウアーは、レンナーを踏襲する形で論じている。だから、問題は民族的自治に2種類があると認めることにあるのではない。レンナーが<sup>3</sup>、属地原理が民族的権力闘争を解決するものではないとこれを基本的には否定する方向で論じたのに対して、パウアーが必ずしもそうではなかったということにある。属地原理について、パウアーはこう述べる。

「地域原理(属地原理——引用者)に基づいた民族自治が、民族的勢力範囲を区切るための一つ的手段、つまり民族的権力闘争を調停するための一つ的手段であるということには、疑問の余地がない。だが、これが最善の手段であるのかどうかについては、疑問の余地がある。」(『民族問題』邦訳書、271頁)

つまり、パウアーは、「民族的勢力範囲を区切る」手段として属地原理を認めた上で、民族混在地域、民族的少数者の問題を解決する上でその不十分さを指摘しているのである。ここでパウアーも属地原理が民族的権力闘争を解決できないと批判的に論じているのだが、この批判的論調はレンナーに比べて少し弱い。しかし、この点でも物事はそう単純ではない。じつは、パウアーが参考にしたと思われるレンナーの『国家と民族』では、次のようにも述べられているのである。

「もちろん、領土なしにはどんな民族もないし、その内部構成は住民の地域的区分から独立であることはできない。個人(属人——引用者)原理が民族集団の区分と諸個人の集約をもたらす構成的原理であるとすれば、地域(属地——引用者)原理は組織原理としてのその意義ある役割を果たさなければならない。」(①、194頁)

このようにレンナーも初期の作品では、属地原理を完全に否定しているのではなく、これに「補完」的役割を認めている。レンナーの考えは、「純粋な地域(属地——引用者)原理の基礎の上では」(①、196頁)、民族的な不和・闘争が解決できないということであった。純粋ではない属地原理については必ずしもそうではない。この点、できるだけ住民の民族的構成にしたがって民族的クライス(州と市町村の中間地域的単位)を形成すると考えることでは、レンナーは初期の作品から『自決権』にいたるまで一貫している。パウアーの場合も、同様に「純粋な属地原理」が民族不和・闘争を解決できないとして、属

地原理の限界を指摘し、この限界を確認した上で属人原理の考察に移っているのである。

私がかつてパウアーの民族的自治論が属地原理を基礎としていると指摘した時、まさにこの民族的地域区分のことを対象としていたのである。この点に限って言えば、レンナーとパウアーの差はあまりないと言える。もつとも、『自決権』ではレンナーは、「歴史的な属地主義も、エスニックな属地主義も実行不能である」と述べ、そもそも「個人の民族帰属、その民族性は、本来領域とはもはや何の関係もない」として属地主義的解決策を完全に否定している(⑤, 86-87頁)。だが、レンナーがこう述べたとしても、例の民族的地域区分の問題が残る。この点、『闘争』では、こう述べられている。

「純粹に行政的な必要から区画されるすべての管区のうち10分の9は、確実に一言語地域であるか、無視できるほどの非常に僅かのマイノリティしかない。——その限りでのみ、属人原理は領域(属地——引用者)原理の犠牲になったように見える。」(④, (1)135-136頁)

『自決権』では、相変わらず次のような叙述も残されている。

「もちろん領域なしには民族は存在しないし、その内的構成は住民の地域的配列から独立ではない。属人原理は、諸民族の区分と個々人の全体への集約をもたらす構成原理であり、属地原理は組織原理としてのその重要な役割を演じなければならないだろう。」(⑤, 127頁)

つまり、『自決権』では、レンナーは、理論的に民族と地域を切り離す見地から属地的民族自治を完全に否定しているが、実際には地域と民族を完全に切り離すことができないでいる。属人的民族自治論の枠内で、住民の「民族的地域区分」の形で、「組織原理」として属地原理を容認する側面も相変わらず残しているのである。

『自決権』では、レンナーはまた、「オーストリアの行政地域の10分の9は単一言語を話す」(⑤, 261頁)と指摘している。しかも、レンナーによれば、この行政地域すなわち「クライスは、統一的に組織された民主的な地方行政」と民族的自治の基本的な単位をなす。「自治的地方行政クライスが、国家と民族が基礎とすべき最大の共通尺度である。」(同上)「クライスは、国家的生活、地域的生活、民族的生活という三つの次元のすべての調整の交差する点であり、

出発点である。」(⑤, 268頁)そこでは、民族は、「行政技術的な地方的自治政府」(⑤, 284頁)をも担うことができる。したがって、『自決権』でレンナーがいかに言葉の上で属地原理を否定しようとも、実質的には、クライスに限って言えば、民族は、属人的団体であるのみでなく、領域的団体をもなす。ただレンナーは、理論的にはあくまでも民族を属地的団体ではなく属人的団体とみなす考えを貫き、これに属人的民族的自治を付与する一方で、民族としてではなく地域住民として自治的地方行政をこれに担わせているといった二重の構成原理の観点に立っているのである。

以上、レンナーにあっても属地原理と属人原理の問題は、太田が言うようには単純ではない。レンナーの民族的自治論に「純粹」属人原理を見る太田は、いわばレンナー以上に「純粹レンナー的見地」に立っている。

前述のように、パウアーの民族的自治論について、かつて私は、「属地原理＋属人原理」と特徴づけ、属人原理に「補完」的な位置づけを与えるような指摘をも行った。これは、地域抜きの民族的自治論という、パウアーに対する誤った解釈を正すためでもあった。だが、じつはパウアー自身は自分が属地原理と属人原理の二本立てで民族的自治論を考えていると明言しているわけではない。むしろ、『民族問題』を精査すると、パウアーは、理論的な考え方の点では、属人原理的に一貫して民族的自治論を考案しているということがわかる。この点で、かつての私の指摘は誤ってはいないが、正確さを欠いていたと言える。以下、この点、パウアーの見解に少し立ち入って検討したい。

属地原理と属人原理の考察において、パウアーは、シュプリンガー（レンナーのペンネーム）に言及し、その功績を讃えつつ、叙述を行っている。そして、パウアー自身は、「些末」な点はともあれ、基本的には『闘争』におけるレンナーと見解を共有していると意識していたと思われる。たとえば、レンナーによる属人的民族的自治における地域および全国レベルでの具体的な構想を要約して取り上げ、「シュプリンガーによって構想されたこの制度が、諸民族の権力闘争を初めて完全に終わりにするだろう」(前掲邦訳書, 301頁)と讃えている。また、属人原理に関する書き出しで、パウアーは、こう述べている。

「純粹な個人原理(属人原理——引用者)は、民族を地域団体としてではなく、純粹な人的団体として構成しようとするものである。当然のことながら、地

域団体は、その活動範囲が帝国の国境を越えるものではないかぎり、公法的に規制された民族団体となるにすぎない。だが、国家の内部で、一方の地域ではドイツ人に権力が与えられ、他方ではチェコ人に権力を与えられるというような権力的配分が、なされてはならないのである。その地域で生活している諸民族はそれぞれ一つの団体に統合された上で、独立的に自らの民族的事業を運営すべきなのである。」(同上、295頁)

以上のように、パウアーは、民族的行政についてまずは属人原理で構想しようとしている。実際にパウアーは、(多)民族問題の解決策として、自由な民族性宣言に基づく民族台帳の作成を真っ先に優先し、かくして地域住民の民族的構成を確定する。そしてこれを通して、まずは民族を公法的団体として構成することを考えるのである。この民族に与えられるのは、まずは教育・文化行政の権限である。さらなる問題は、民族を地域的にどのように組織するかである。パウアーは、この点、できるだけ地域住民の民族的構成にそってクライスを形成すべきであると考え。しかし、そうしたとしても、民族混合クライスと民族的少数者を含むクライスが生ずることは避けがたい。これらのクライスには多数、少数を問わず各民族に公法的団体として民族の教育・文化行政の権限が与えられる。

以上、パウアーは、民族的行政について、理論的には、単一言語地域は属地原理的に、二重言語地域は属人原理的にと2つの原理を併用しているわけではない。民族的行政の点では、パウアーは、レンナーに依拠しつつ、一貫して属人原理にたって考えている。そして、その上で公的行政(地域行政)と民族的行政を明白に分けて考える。この区別を踏まえて、パウアーはこう言う。一言語クライスでは、クライス議会が、「公的行政ならびに民族的行政のあらゆる任務」を担う。二重言語クライスでは、公的行政から民族的行政は切り離され、各民族の公法的団体によって担われる。民族的に統一されているどのクライスにも、民族的少数者が残る。彼らは、自らの民族的自治団体(コンクレンツ)を構成し、自らの教育・文化の事業を行う権利を有する。どんなクライスも2重の方法で組織される。つまり、第一に、「民族とは無関係の問題を処理するための地域団体」、第二に、「民族的な自治行政団体」としてである(同上、300頁)。

以上は、パウアーによるレンナー構想の要約という形で書かれ、パウアー自身の考えをもなしている。そして、この構想は、属人原理の考察の中で提示される。これを見る限りでは、パウアーとレンナーとでは一見差がないように思われる。レンナーの初期の作品では属地原理を容認するような記述も残されていたこともあり、パウアーも自分はレンナーに忠実にしたがって民族的自治論を論じていると考えていたのではないか。また、太田が、パウアーにあっては「自由な民族性宣言と民族台帳」の意義は、「補足的なものにとどまっている」と指摘しているが、これまでの検討から、これも根拠が薄い。第一に、パウアーにしても、民族を文化共同体と考えるので、現実的な民族区分は民族の帰属意識にしたがった「自由な民族性宣言」による他はない。

我々は、具体的な民族的自治構想において、少なくとも『民族問題』までの時点では、レンナーとパウアーの間にほとんど違いを見いだせない。両者の違いは、理論的な点での属地原理に対する評価の仕方の微妙な違いにしか見いだせない。

つまり、パウアーは、属地的民族的自治について完全に否定しているわけではない。それに対して、レンナーは、民族的自治の属地原理についてこれをあたかも容認するかのような微妙な叙述をともなっているとはいえ、地域と民族を切り離すことによって理論的にはこれを否定的に評価しており、『自決権』で結局属地的解決策(属地的民族的自治)を完全に否定している。

レンナーによれば、属地原理は、「支配の表現であり、同権の表現ではない」(④, (1) 130頁)。それは民族の領域的「国家」間の領域の線引き闘争、領域闘争を生み、また他領域に住む自民族のマイノリティを犠牲にするものである。それに対して「民族性(Nationalität)は、その内的性質によれば、領域には何の関係もない。」「……民族幾何学に対しては、領域支配ではなく人的団体として民族を構成する手段しかない。」(同上)

以上のように、レンナーは、基本的には、民族は純粹に人的団体であって領域団体ではないとして、理論的には領域(地域)と民族を切り離す見地から民族的自治における属地原理の否定に行き着くのである。また、地域は単に民族的利害から区分されるのではなく、経済的統一性を考慮してなされなければならないと考える。その結果、地域と民族は食い違う。こうした考えに



よってレンナーは、民族的自治行政が属人原理に基づき、国家行政(と地域行政)は属地原理に基づくと述べて、両者を完全に切り離している。そして、国家、(中間)地域、民族を区別する観点から、国家を三重の仕方でも組織しようとする(『自決権』第3篇第4章「国制の改革」)。

それに対して、パウアーは、すべてレンナーに従っているように見えて、地域と民族をレンナーのように徹底して切り離してはいない。彼は、行政区分や司法区分が経済的地域に自らを適応しなければならないというレンナー的な配慮をしても、「多数の地域では、国家あるいは住民の何らかの利害を傷付けることなく、民族的区分を行うことが可能である。そして実際、言語的地域の法的区分を最善に実施することが、民族自決の前提となる。」(『民族問題』邦訳書、276頁)と述べている。レンナーもパウアーも、単一民族クライスにおいて、民族は、民族的行政のみでなく地方自治行政をも担いうと考える。しかし、レンナーの場合、民族は領域団体ではなく属人的団体であるとして、考え方の点では属人原理を貫く姿勢を示した。それに対して、民族とは属人的団体であるのみでなく領域団体でもあると考えるパウアーの場合、属人原理に基づいて民族の公法的団体化とその民族的自治をまずは構想した上で、民族に地域行政一般も担わせることからさらに進んで属地的民族的自治論に歩み寄る姿勢も示した。

こうした両者の理論的な違いは、オーストリア社会民主党のブリュン綱領(1899年)に対する評価の違いに結びつく。ブリュン綱領は、属地原理的見地に立ってオーストリアを多民族連邦国家に改革しようと目指したものであった。それは、「歴史的な帝室直属地の代わりに、民族的に区切られた自治行政団体が形成され、その立法と行政は、普通・平等・直接選挙権に基づいて選出された民族議会によって遂行される」と述べている。パウアーは、彼の考案する民族綱領にブリュン綱領のこの部分をそっくりそのまま収録する。パウアーは、理論的には、属人原理に立って民族的自治論を基本的に考察し、属地原理に補完的な役割を認めていたが、理論上の観点はともあれ、実際の解決策としては、上の引用部分に関しては、属地的民族的自治にたつブリュン綱領と同じ帰結にいたったのである。彼にあつては、属人的民族的自治は、現実には、民族混在・民族的少数者の問題に主として効力を発揮する結果となった。



レンナーの場合、ブリュン綱領の多民族連邦国家構想をオーストリア社会民主党の党是として積極的に評価し(⑤, 55頁, 150頁), 「民族的に区切られた自治行政団体」の形成を否定的に見るのではなく, またパウアーのように属地原理的にとらえるのではなく, 民族には属人原理, 国家(と地域)には属地原理を適用する彼の見解にそってこれをとらえなおし, クライス行政を民族, 国家, (中間的)地域の交差する基本的単位をみなすことによって, 彼の国家の三重化構想の一環に組み込む考えを示した。

### (3) 民族的自治論と民族本質論

以上, 我々は, 太田の解釈とは異なり, 民族的自治論の具体的・現実的な構想については, レンナーとパウアーにほとんど違いが見いだせず, 属地原理と属人原理の問題についても太田のように単純に割り切ることはできないことを示した。レンナーには属人的民族的自治においてその枠内で補完的に属地原理を容認するかのような叙述がある。ところが, 『自決権』では, 「国家的独立・分離」論＝「民族国家形成」論を批判する目的から, こうした属地原理容認論は後退する。そして属地的民族的自治論を明確に否定しているのである。パウアーの場合, 民族的自治論において理論的な考え方の問題として基本的に属人原理的に考える姿勢を示しているが, 他方でレンナーよりは属地原理的側面を肯定的に見る傾向を示した。パウアー自身は, かなり忠実にレンナー構想にしたがって論じていると考えていたように思われる。『民族問題』では, パウアーは, 国家, 地域, 民族に分けて国家を構成化するレンナーの三重化構想を認めるような記述も行っている。そして, 各クライスの民族を集めて「法的な民族全体」を形成し, 民族議会を形成するという記述も行っている(『民族問題』邦訳書, 300頁)。『民族問題』では, 民族とは領域団体ではないとして民族と地域を切り離すレンナーの見解にはほとんど注意を払っていない。パウアーが, レンナーの見解の持つ重大な意味について気がついたのは, レンナーの『自決権』を読んで後のことではなかったか。

つまり, 前述のように, レンナーは民族がまとまって定住する地域のみでなく他地域に分散して住む民族断片をも含めて民族全体を統一し, 法人格を与えてこれを公法的団体として構成することによって, 民族が領域団体では

ないと決めつけた。『自決権』では、民族が領域団体ではないが故に、民族国家を形成しえないと主張する。レンナーのこの論述を見て、パウアーは初めておかしいと思ったようである。この点、パウアーはこう述べる。

「…… 自言語領域のみでなく、他言語領域におけるその属人的団体にも彼らの高権を拡大しようとするならば、民族を領域団体として構成することができず、したがって彼らに本当の国家の高権をも付与できない。」「レンナーは、教育行政、科学・芸術等々の世話以上のものを民族に割り振ることができない<sup>14)</sup>。」

レンナーは、初期の作品以来かなり一貫して民族が領域団体ではないと主張してきた。だから、「民族を領域団体として構成することができ」ないというパウアーの指摘はなにを今更、という感がある。しかしパウアー自身はここで、ことの重大さに気がついたようである。確かに、オーストリアの単なる国法的・行政的の改革として民族的自治を構想する場合には、この点をめぐってのレンナーとパウアーの見解の相違は、あまり大きな影響をもたなかった。ところが、第一次大戦末期民族自決権が問題となった。じつは、後述のように、レンナーの『自決権』を論評した当時、パウアーは、社会変革期の構想として、細かなクライス分けを超えて、オーストリアの7つの民族に応じて7つの大言語地域への分割を構想していた。かくして、民族を領域団体として構成し、その上で、これに包括できない、他言語地域に住む民族的少数者に対する権利保護を提案していた。ところがレンナー的な考えでは、このような形で、「民族を領域団体として構成することができ」ないのである。民族を地域と切り離して考えるか否か、民族を領域団体としてとらえるか否か、この見解の違いが、今や民族問題の解決策の決定的な違いとなって現れたのである。

小括して言うと、『民族問題』にいたるまでの民族的自治の具体的構想においてはレンナーとパウアーの違いはあまり見られない。違いは属地原理の理論的評価をめぐる微妙な相違として現れた。この点、太田のように、パウアーが属地原理と属人原理の二本立てで民族的自治構想を考えたとか、属人原理を補完的に考えたとか、レンナーが属人原理一本で考えたとか、このようなレベルで論評をすまずわけにはいかない。この点、レンナーにあっては、確

かに属地的民族自治を否定しているとはいえ、属人原理で一貫しているように見えて、属人的民族自治の枠内で属地原理に補完的な意味を認めるかのような叙述も残していた。だから太田の解釈は、いわば「純粋レンナー的見地」を示すものであったときえ言える。我々は、この問題を、やはり民族の本質的規定、具体的には民族における地域の位置づけに関するレンナーとパウアーの見解の「微妙な」相違に深く掘り下げて考察しなければならない。

前述のように、パウアーは、民族の地域からの分離傾向がある事実(民族混在地域、民族的少数者の含む地域の存在)を認め、このことから共通の地域の存在が民族にとって必要不可欠な条件ではないと述べ、一見地域と民族を切り離すような印象を与える指摘を行った。しかし、他方で彼は、民族の「運命共同体」の存立を基礎づける限りで地域の役割を認めていた。むしろ、「運命共同体」の存立条件として共通の地域に重要な役割を与えさえしていた。パウアーは、民族を地域から完全には切り離さなかったのである。そして、そのことによって、理論的には属人原理に基づき民族的自治を構想しながらも、現実問題として、属地原理の役割については属地的民族自治をも認める道も残している。その際、注意を要するが、パウアーは、民族を文化共同体と見なす見地から、その現実的な区分・所属の問題においては、民族の帰属意識を重視した。だから、レンナーに学びつつパウアーが述べた「自由な民族性宣言と民族台帳」の問題は、この限りではレンナーと共通しており、彼による「民族本質規定＝文化共同体規定」に根ざしていたのである。太田が言うように、これは「補足的なものにとどまっている」ものではない。こうして、パウアーは、彼の民族規定とのかかわりで、民族を属人原理に基づき構成し、地域行政についても一応民族的文化・教育行政と他の地域行政一般を区別する。彼は、民族を属人的団体すなわち公法的団体として構成するものの、この属人的団体としての民族を、レンナーとは異なり地域から完全に切り離しはしなかった。結局、パウアーは以上のように民族的自治論を属人原理によって構想しながらも、理論上の扱いはともかく、ブリュン綱領に対する評価において見られたように、現実的問題として、単一言語地域が圧倒的な比重を占める状況を見つめる。そして、この単一言語地域には、民族行政と並んで地域行政をも民族議会に受け持たせるのである。こうして、現実的には、属地原

理に補完的な役割を認めるのみならず、属地的民族的自治をも容認する姿勢を示している。だから、現実の問題においては、パウアーは、とくに民族混在問題・マイノリティ問題の解決に対して属人的民族的自治の威力が発揮されることを期待したのである\*。そして、この考えは、後年も変わっていない。

\*マイノリティ問題の取り扱いでは、パウアーは、レンナーの「原子論的-集権主義的な理解」(『闘争』第1篇第1章)から多くを学んでいる。つまりパウアーは、ルドルフ・シュプリンガー(レンナー)によればと述べつつ、自由主義の国家観が、国家に中央集権的な権力を与える一方で、国家を構成する人間を個人に分解し、これに自由と平等の権利すなわち公民としての権利を与える「中央集権的・原子論的国家理念」に基づくと指摘する。この国家観は、集団としての民族に法的権利を与えるものではない。パウアーは、この理解では、民族的少数者(マイノリティ)に対する差別・被支配の問題ひいては民族的権力闘争を解決できないと主張する。そして、「民族が、自分の文化を保持し、より発展させるために必要なのは、個人の権利のこのような保障だけではなく、公的行政の活動も必要なのである」と述べ、彼の民族的自治論の論拠づけを行うのである(『民族問題』、第19章「国家と民族闘争」)。

これに対して、レンナーは、民族的自治と国家行政・地域行政を切り離し、民族的自治においては属人原理を貫徹させようとした。もちろん、レンナーとて現実には民族と土地を完全には切り離せない。属人的団体としての民族も、空中に浮かんで住んでいるわけではない。レンナーも民族のまとまって住んでいる地域の存在を認めた。彼も民族行政の基礎としてやはり地域区分を考えざるをえず、できるだけ地域住民の民族的構成にしたがってクライスを形成することを考える。単一言語クライスでは、国家生活・民族生活・地域生活が交差する単位として、民族が民族としてではなく地域住民としての二重の規定において技術的地方行政をも担うことができるとしている。そしてクライスの圧倒的多数が、単一言語地域からなると指摘もしているのである。また「民族的地域区分」に関連して、レンナーは、先に見たように属人的民族的自治の枠内ではあるが属地原理に補完的な役割を認めるかのような幻惑的な叙述をも残した。だから、『民族問題』においてパウアーは、属地原理と属地的民族自治の評価をめぐるレンナーと自己の間にある理論的な相違にあまり気づいていなかったように見える。

他方で、レンナーは、属地的民族的自治を否定し、「純粹」な属人的民族的

自治を唱えるために、属人的団体として、民族を地域・領域から徹底して切り離そうとする。彼によれば、民族は、領域団体ではなく属人団体なのである。移動・移住による民族の混在化・分散化の傾向は、レンナーにあっては、民族が領域団体ではないことの証明をなす。また経済問題、すなわち経済領域の統一の問題は、民族が領域団体でないことの証明の一環をなす。だから、経済問題を考慮した国家の領土区分、地域行政の地域区分は、本来は民族的区分に従っては行けない。『自決権』では、民族的区分が国家行政、地域行政の領土・地域区分の単位となりえないことを徹底して論じている。こうして、民族はますます地域から切り離されていく。地域から切り離した民族規定、これがレンナーの「純粹」属人的民族的自治論の根底的な基礎をなす。ヘルムート・コンラッドが適切に指摘しているように、レンナーは、「どんな地域的に理解される民族概念にも厳しく反対した」のであり、かくして彼の属人的民族的自治論・民族自決権論を基礎づけたのである<sup>15)</sup>。

太田は、レンナーの属人的民族的自治論の「純粹性」を高く評価する。これに対して、パウアーの属人的民族的自治論は、属地原理を放棄したものではなく、したがって「純粹」でなかったがゆえに、「中途半端」で「根拠希薄」とあるという。しかし、レンナーのみが属人的民族的自治論を根拠づけたと太田が言う場合に、レンナーの根拠の根本はじつは地域からの民族の徹底的な切り離しにあり、レンナーの民族規定にかかわっていたのである。それは、単に民族を属人的団体として構成したということだけにあるのではない。パウアーも民族を属人的団体として構成しているが、彼はその上で民族を地域から完全に切り離してはいない。重要なのは、民族を地域から切り離すか否かといった民族規定にある。民族を地域から切り離し、領域団体でないとレンナーのように言うならば、だからこそ民族は、主権的領域団体としての国家の行政を担う能力もなく権利もないことになる。民族の行政は、徹底して民族の文化・教育行政に限定せざるをえない。それに対して、パウアーの考えは、地域と民族を完全には切り離さないことによって、現実的には属地原理ひいては属地的民族的自治をも一定程度容認するものとなり、彼の属人的民族的自治論は、民族の混在・混住問題、マイノリティ問題の解決を主として目指すものとなった。

果たして民族は、民族の混在、民族的少数者の問題がどうしても残るとはいえ、レンナーが言うように地域から切り離され、領域団体としては構成できず、また構成してはならない人間集団なのであろうか？ 太田は、現代的視点からレンナーを高く評価し、「純粹レンナー」の立場に立ってパウアーを「中途半端」、「根拠希薄」と論難する前に、両者の地域をめぐる民族規定に深く掘り下げて判断すべきではなかったか？

- 12) 矢田俊隆『ハプスブルク帝国史研究』岩波書店、1977年、315-317頁。
- 13) 太田仁樹「マルクス主義理論史研究の課題(Ⅶ)」(前掲)、73頁
- 14) Karl Mann (Otto Bauer), *Das Selbstbestimmungsrecht der österreichischen Nationen*, in: *Der Kampf*, Jg.11, 1918, S.208f.
- 15) Helmut Konrad, *Nationalismus und Internationalismus*, Europaverlag, Wien, 1976, S. 90.

## V 民族性原理——民族国家・多民族国家・世界国家——

### (1) 問題提起

民族性原理とは、一つの民族には一つの国家を、すなわち民族国家の形成を要求する原理である。レンナーは、初期の作品から『自決権』にいたるまで、この民族性原理に関して詳しく論じてきた。パウアーにあつては、彼の『民族問題』において、多民族問題を解く要をなす概念であつた。つまり、彼にあつては、民族国家・多民族国家・世界国家の問題を説明する上で重要な位置をなした。これに関連して、前述のように、「訳者解説」で太田が次のように指摘していることが注目される。

「パウアーの『民族問題と社会民主主義』は、国民国家(民族国家)を正常な国家形態とし、そこには属人的自治は必要ないが、多民族国家では領域と民族が一致しないので、やむなく属人的民族的自治が必要になる、という論理であつた。ナショナリストに対して妥協的であつたといえよう。」(⑤, 354頁)

実は、民族国家を資本主義における典型的国家形態と明確に規定したのはカウツキーで、カウツキーのこの考えをレーニンが継承している。それに対して私は、かつて、太田とは反対に次のような解釈を示した。

「パウアーは、…… 経済領域の大きさを問題とすることによって、『民族国



家＝近代国家の典型的形態』論を否定した。近代国家は、民族国家と多民族国家の両方の形態をとりうる。むしろ、帝国主義の時代の当時では、資本主義は多民族国家を志向する。以上が、パウアーの示した結論であった<sup>16)</sup>。」

私は、このように考え、続けて、「今日すべての国家が現実には多民族国家であるということを前提」にして、民族問題に取り組むべきだと主張する加藤一夫<sup>17)</sup>に対して、こう述べている。

「加藤氏のこの見解は、オットー・パウアー民族理論の再評価の方向性をも示したものだといえよう<sup>18)</sup>。」

パウアーが「国民国家(民族国家)を正常な国家形態とし」という太田の指摘は、私の以上の解釈と真っ向から対立する。太田は、自己の指摘の論拠を示しておらず、そこに見られるのはレンナーの立場から見た論断である。しかし、こうした問題をかかえているにしろ、太田は、民族性原理・民族国家・多民族国家・世界国家をめぐるレンナーとパウアーの間に見解の相違があったという事実を示している。太田の提示した諸解釈は、レンナーとパウアーの比較において、彼らの「民族性原理」論、民族国家・多民族国家、世界国家に関する見解を再考する機会を提供している。

## (2) レンナー説

まず、民族性原理についてみると、レンナーは、かなり否定的に評価する方向を示している。もちろん、彼は19世紀には資本主義の国民経済に対応するものとして民族国家の形成の動きが重要な歴史的役割を果たしたとして、大領域にまとまって定住する大民族には民族性原理の適用を認めている。この考えは、実質的には民族を属地的団体(領域団体)だと認めることにつながり、民族が領域団体ではなく純粹の属人的団体であるとする彼の見解に相反する事実を示すものである。どうもレンナーには、多民族国家における民族の混在、民族の移住・分散化をもたらす資本主義の発展傾向を極端化し、これを一般化し、これを民族＝文化共同体規定と結びつけて地域(領域)から民族を強引に切り離す傾向がある。

それはともあれ、初期の作品ではレンナーは、民族性原理に基づく民族国家を形成するという解決策が多民族国家オーストリアには妥当しないという



ことを強調している。まず『国家と民族』では、レンナーは、民族と領土の関係を論ずる文脈のなかで、次のような問いかけを行う。

「マンチーニやナポレオン三世などが定式化したように、民族共同体のための国家という特別存在，したがって民族の全体意志，主権，領土統治権を必要とする民族性原理……はいまやどこに行くのか？」(①，(上)189頁)

レンナーによれば、「ここから導かれる最も単純な結論は、民族と国家が一致しなければならず、そうすれば民族は発展に対する抵抗を最小にできるということである。この二つの結論が民族性原理……を導き出すのであり、それらは疑いもなく正しい。」(同上，190頁)

だが、現実には、国家と民族が完全に一致することはない。この点、第一に、民族が領土(地域)から切り離された人的団体すなわち「文化共同体」であり、「領土統治権や物質的文化主権は民族生活の範囲外にある」(同上，191頁)。第二に、国家は、統一した経済的領域の要求にしたがって形成される。だから、民族と国家は完全な一致は望めない。むしろ、国家と民族は対立する。したがって、「民族性原理の主張は行き過ぎである。」(同上)

民族国家は、「内部の軋轢が少ない国家制度を意味し、自然的必然的に各民族の理想」をなす。「それは民族問題の考え得る解決方式の一つである。」それに対して、「歴史的に与えられた経済的・社会的に必然的なオーストリアの統一国家の枠組みの中では、それはオーストリアの民族問題の解決方式ではない。」(同上，195頁)

民族性原理に関する似たような叙述、ほとんど同じ趣旨の考えは、『闘争』第2篇第1章第12節「特に民族的区分について」の中にもある(④，(2)44頁-48頁)。『闘争』でも、レンナーは、民族を地域(領土)から切り離す見地に立って、民族性原理が行き過ぎた主張であると述べる一方で、民族国家の形成を「民族問題の考えうる解決策の一つ」、「血と鉄による」解決策であると指摘しつつ、これは「オーストリアの多民族問題を解決する定式ではない」と主張している(同上，47頁)。「血と鉄による」解決策というからは、『闘争』ではレンナーは、民族性原理にしたがって独立の民族国家を作る試みが望ましい解決策ではないと考えていた。

以上のことから、『国家と民族』と『闘争』においては、レンナーは、望まし

いかどうかはともかく、一般的には民族性原理に基づく解決策を断固として拒否しているわけではなく、したがって民族性原理に対して完全に否定的な評価を与えているわけではない。これは、前述のように、彼の民族規定と齟齬をきたす事実であるが、ここではこれを深く問わない。レンナーは、民族性原理を「行き過ぎ」と批判し、民族国家を民族問題の一つの解決策とあたかも認めるかのような発言も行っている。レンナーの叙述は、必ずしも明確ですっきりとしているわけではない。

『闘争』の第2篇「民族的理念の公準」は、『自決権』の第3篇「民族」に対応する。自決権第3篇では、太田も指摘するように大幅に増補拡充され、さらには書き換えられている。前述のように、『自決権』の目的・課題は、国家的独立・分離権を批判し、民族自決権を民族自治権の意味に限定することであった。そして、この目的の要をなしたのが、第1篇に加えて第3篇だった。太田の指摘する第3篇における拡充は、国家的独立権・分離権を否定するために、民族性原理の否定を徹底して論拠づける方向でなされた。第3篇では、レンナーは、民族性原理の評価において、民族が地域から切り離された純粹に人的団体であること、だから民族問題は属人原理、国家と地域の問題は属地原理と2つの異なる原理によって考察されなければならないことを詳しく述べているのである。民族の自由を民族性原理の意味で、すなわち民族国家の形成の意味で考えることは、「無政府主義」的自由とはきちがえているとさえ批判している。もっともレンナーは、多民族国家解体論が国家からの個人の自由を唱える無政府主義に相当すると述べているが、民族性原理の適用は、多民族国家からの自由を目指していても、国家そのものからの自由を意味するのではないのだが。

「民族性原理」を直接取り上げた『闘争』第2篇にある「特に民族的区分について」という節は、『自決権』第3篇第25節「特に民族的分離 民族的理念と国家目的」に対応している。注目すべきことに、『自決権』のこの節で、太田訳121頁中頃の「だが国家と民族が実際には完全に一致するものではないということは、どうしておこるのか？」という文に始まる段落から124頁の最終段落の手前にいたるまでの、数ページに及ぶ長い叙述は、『闘争』に対して新たに付け加えられ、挿入されたものである。この挿入部分は、民族性原理の論評

に際して、民族と国家の不一致の理由をよりよくまとめたものである。これを簡条書きにして示しておこう。

①「種族集団の歴史的定住地と近代の移住運動は、諸民族を空間的にお互いに攪拌し、個々の地点で混ぜ合わせた。」こうした諸民族の混在から「国家と民族の統一はまったく不可能になる」(⑤, 121頁)。

②「生活の困窮を取り除くことは、まず人間の使命である。それゆえ、人間の他の営みではなく、経済が国家に外部境界を引くのである。」(⑤, 122頁)

③「子供と若者、老人に対する世話、疾病の予防と治療は、一般に人間的な任務であって、民族的任務ではない。…… 経済的任務と同様、人間のおよび社会的な任務はまったく超民族的なものである。その遂行は一般的な国民経済の繁栄に結びついている。まさに初歩的な国家任務は民族の枠を超えたものなのである。」(同上)

こうして、レンナーは、地域における民族の混在傾向から民族と国家の不一致を指摘し、さらに経済的、社会的、人間的な義務を遂行する使命から、国家が「民族に先行する」(同上)と述べ、主として経済的必要から国境の線引きがなされることを強調している。加えて、レンナーは、国家が領域支配を目指すのに対して、民族が「概念的には領域共同体ではない」(⑤, 124頁)と、両者の性格の違い(属地原理と属人原理の違い)を指摘して、民族国家の形成志向を批判する。このようにレンナーは、民族と国家の根本的な不一致ひいては対立を主張するのである。『自決権』では、もはや「民族性原理」の要求が「行き過ぎ」であるということはいわれない。むしろ、民族性原理に対する否定がより強力に押し出される。

ただ、それにもかかわらず、『自決権』でも、民族国家の形成が「考へうる解決方法の一つ」であるが、これは「オーストリアの多民族問題を解決する形式ではない」といった叙述が残されている。もっとも、『自決権』では、「まとまった民族的領域を民族国家の基礎とすることは、まずこの定住領域が閉じていて十分にまとまっているかぎり、次にそれがその時代の有力な国家目的にとって十分にまとまっているかぎりにおいて、なおも理想的な解決策である」(⑤, 127-128頁)と限定を付与し、誤解が生じないように配慮を行っていることも指摘しなければならない。しかし、それはいかにも歯切れが悪い。『自

決権』ではレンナーは、彼の主張を首尾一貫させるために、こうした叙述を削除すべきであった。というのは、『自決権』は、叙述の全体の流れにおいては、一民族に一国家すなわち民族国家の形成を要求する当時の動きひいては民族性原理を掲げることをきっぱりと否定する方向を示していたからである。先にも触れたように、レンナーは、民族には主権が認められないと述べ、民族の国家的独立要求が民族の自由・自決の意味をはき違えた「無政府主義」的な考えだと決めつけ、民族性原理に基づく国家主張を明確に否定する（『自決権』第3篇第29節）。また、第1篇第9節「世界国家と民族国家」では、さらにこう述べられる。

「従来、民族国家が国家の最高形態であり、人間の共同生活の理想であるとみなされていたが、今日では、一般的利益および文化史的意義において、多民族国家は民族国家を超えている。世界国家が最高なので、それはいまだ最高の理想ではないが、その徴候および前段階であり、その先駆者および開拓者である。」(⑤, 34頁)

これに関連して、レンナーは、「帝国主義の民族性原理」を明らかにしたことで、パウアーの功績を高く評価する。パウアーによれば、民族性原理は今や他民族の支配を志向する「帝国主義の民族性原理」に転換しているのであり、その目指すところは多民族国家である。レンナーは、帝国主義のみが原因ではないが、こうして歴史は多民族国家への傾向ひいては世界国家への必然的な発展傾向をもつと主張する。帝国主義における「多くの競い合う諸民族の世界権力志向は、一つの世界国家への苦しみに満ちた移行をなすのである。」(⑤, 35頁) 歴史においては「いわゆる民族経済となり、民族国家がつくられる。さらにいわゆる世界経済がつくられ、世界強国が生まれ、時が来れば、世界国家も求められる。国家は、民族的というよりも、経済共同体である。」(⑤, 36頁) レンナーによれば、こうした経済的観点に基づく、民族国家→多民族国家→世界国家への歴史的発展傾向の中で、多民族国家は民族国家より優れた国家形態である。だから、多民族国家オーストリアの解体は歴史の流れに逆行する錯誤的な試みである。むしろ、オーストリアにおける属人的民族的自治に基づく多民族連邦国家の形成による民族問題の解決策は、将来の世界国家における「民族的自治を基礎にしたインターナショナルな法秩序」(⑤, 40頁)

の先駆的な事例となる。以上が、『自決権』におけるレンナーの結論であった。

### (3) パウアー説

民族性原理に関するパウアーの見解については、私は、これまでの研究において詳しく検討した<sup>19)</sup>。以下では、レンナーと対比することを目的にして、パウアーに関する私の解釈を明確に示すために、最小限に彼の見解をまとめて示すことにしたい。

パウアーは、民族性原理が生じた理由を次のように説明する。

「近代国家は民族国家として生じたものではない。」しかし、19世紀に入ると、とりわけフランス革命とナポレオン支配を受けて、ブルジョアジーは、封建時代からの国境の線引きに代えて、新たな国境を求めにいたった。その際彼らは、国家の自然の単位として民族を見いだした。かくして一民族に一国家を要求する民族性原理が生じた。資本主義は、広大な経済領域を必要とする。この必要から、民族性原理を掲げて、これまで分裂していたドイツ人やイタリア人の民族国家形成運動が生じた。19世紀における国家の大変革は民族性原理を旗印にしてなされた。しかし、それだからと言って、「民族国家を通例、多民族国家を…… 過去の時代の残滓」とすると言っていいのだろうか。この点、多民族国家オーストリアについて言えば、確かに民族性原理は、「歴史なき民族」の覚醒を通じて民族対立・紛争を生み出しはした。しかし、他方で資本主義における大経済領域の必要性は、その維持に向かう。プロレタリアートは、だから、オーストリア多民族国家を解体する「破局政策」をとることは許されない。その解決策は、資本主義の枠内では、民族的自治なのである。この民族的自治は、民族国家の形成に対して代償として与えられる国家内の民族性原理、多民族国家の国家構成を規定する原理を意味する。広大な経済領域を必要とする資本主義の枠内では、小民族は、自らの民族国家を形成しえない。だから多民族国家の上で民族的自治を与えられて生活するよりは他はない。民族的自治による多民族国家における民族問題の解決策は、どの民族国家も民族的マイノリティを含むがゆえに、優越した意味をもつ。小民族がその望み、国家を形成する原理としての民族性原理を実現できるのは、社会主義においてのみである。社会主義は、自由なる商品交換(統一

的経済領域の形成)を通して、大小を問わずどの民族にもその民族的政治的単位(国家と呼んでもよい、したがって民族国家)を形成する可能性を与える。他方で、社会主義は、ヨーロッパ合衆国ひいては世界国家の形成を促す。この世界国家は、地域に基づく政治的単位(民族国家)の上に成り立つ多民族連邦国家である。

以上、ごく大ざっぱにパウアーの見解をまとめてみた。以上のまとめから、私は、太田の解釈とは異なり、パウアーは、少なくとも資本主義の枠内では民族国家を「正常な国家形態」とみなしてはいないと指摘することができる。パウアーは、資本主義が広大な経済領域を必要とするという理由から、そのもとでは、民族国家形態も多民族国家形態も並存するとみなしていたのである。しかも彼は、純粋な民族国家がほとんど存在せず、民族国家も民族的マイノリティ問題を抱えざるをえないと思っていた。だから、(属人的)民族的自治は、民族国家のもとでも優れた解決策をなすのである。さらにつけ加えて言うならば、レンナーも高く評価するパウアーの言う「帝国主義の民族性原理」においては、世界的に多民族国家を形成する傾向が生ずる。だから、パウアーにあっては、帝国主義のもとでは、「正常な」国家形態は多民族国家なのである。

つまり、太田の解釈とは異なり、レンナーにしてもパウアーにしても、民族国家は、典型的で「正常な」国家形態ではなかった。多民族国家オーストリアの存在は、広大な経済領域を維持する必要から、パウアーにあっては少なくとも資本主義の枠内では望ましいものであった。属人的民族的自治の「純粋性」の問題はともあれ、『民族問題』においてパウアーは、多民族国家オーストリアの維持の点では基本的にはレンナーと見解が一致すると考えていた。しかし、我々は、第一次大戦末期におけるパウアーとレンナーの民族自決権論争から改めて照射してみると、ここでも彼らの見解の相違があることに気づく。

パウアーとレンナーの見解の相違は、これまで見てきたように、民族規定における地域の位置づけ、民族的自治論をめぐる両者の見解の相違にまずは現れた。ここでも、一見些細と思われてそうでない違いが両者に見られる。

レンナーは、『国家と民族』、『闘争』では、民族性原理について、その「行き過ぎ」を批判するが、民族国家の形成を一つの解決策と認めるような叙述をも



行っている。しかし、レンナーは民族を領域団体と見なさないことによって、結局は民族性原理に対して否定的な評価を下している。そして民族国家の形成といった解決策が多民族国家に適用できないと述べて、民族的自治論の構想を提起するのである。『自決権』では、パウアーの「帝国主義の民族性原理」論を援用しつつ、民族国家→多民族国家→世界国家といった歴史的(必然的)発展傾向を述べ、オーストリアを解体することはこうした歴史的発展傾向に逆行すると述べ、彼の「民族性原理」否定論を前面に押し出す。

このレンナーに対して、『民族問題』でパウアーは、民族性原理の当否を問うのではなく、これを客観的事実として論ずる。また、自由主義の民族性原理、帝国主義の民族性原理、社会主義の民族性原理と、民族性原理の歴史の変遷を説く。彼は、資本主義が広大な経済領域を必要とするという理由から民族性原理がドイツ人やイタリア人の間で統一的な民族国家の形成運動をもたらしたと指摘する一方で、同じ原理がオーストリアで民族対立・紛争をもたらしたと述べるのである。パウアーにとっては、民族性原理が貫きオーストリアを解体してしまうかどうかを客観的に分析することが重要であった。そして彼は、広大な経済領域を維持するという利害から、労働者階級はオーストリアを維持する勢力となることを明らかにし、また労働者階級がオーストリアの解体を望むような「破局政策」をとるべきではないと主張するのである。

太田は、諸民族が民族国家を形成することができないことに対する「代償」と民族の自治をみなすパウアーの考え、「代償」(太田の言葉では「やむなく……必要となる」こと)ということにこだわり、パウアーを批判する。しかし、この点、レンナーが『国家と民族』において次のように述べていることを看過できない。

「……地域原理はそれ自身不合理で支持できないものであるとは言えない。逆である。それは民族国家形成の方式である。民族国家(Nationalstaat)は、……内部の軋轢が少ない国家制度を意味し、自然必然的に各民族の理想であり、少なくとも『積極的な』民族性を与えられている成員の理想である。それは民族問題の考え得る解決方式の一つである。」(①, 195頁)

これと似た叙述は、『闘争』そして『自決権』においてさえ繰り返される。ただ『自決権』では、この解決策が民族と国家(領域)が一致する場合にのみ妥当



すると、誤解のないように明示される。各民族が民族国家の形成を望む状況では、レンナーにおいてさえ、民族的自治は、彼らの要求に対して「代償」と考えられているのではないか。レンナーが敢えて民族的自治が国家内の「構成国家」の形成を意味すると強調したのも、民族国家への志向を意識した上でのことではなかったか。

レンナーとパウアーの違いは、パウアーが民族国家を「正常な国家形態」と考えたとか民族的自治を「代償」として考えたとか、太田の指摘するところにあるのではない。後の、第一次大戦末期における両者の主張の対立を考える上では、民族性原理の評価の仕方に関する両者の違いが大きな意味をもってくる。

繰り返し確認すると、基本的にレンナーは、民族を土地から切り離された人的団体と見なすことを通して、民族性原理に対して否定的な評価を下す。それに対して、パウアーは、民族性原理を客観的事実において考察し、これに対する当否の判断を示していない。少なくとも『民族問題』では民族性原理に民族の権利を見だし、民族自決権を認めるような考えを示していない。ただ、『民族問題』においてパウアーは、客観的分析の結果、もしも帝国主義戦争が生じたならば民族性原理が優勢を占め、ひいてはオーストリアの解体をもたらしていくと予測している。『民族問題』におけるこうした予測に基づき、第一次大戦末期、パウアーは、オーストリアが解体にひんした状況に対処するために、民族自決権を唱えた。パウアーのこの予測はレンナーにないものである。むしろ、第一次大戦末期レンナーは、多民族国家オーストリアの絶対的維持が彼の信条をなしていることを露呈する。当時の歴史的な流れに抗して、レンナーは、民族が土地とか地域から切り離された存在であること、民族と国家は、地域の点でも構成原理の点でも一致するものではないことを強調し、民族自決権を民族自治権に限定するために、かつての彼の考えを総動員した。そのみならず、民族国家→多民族国家→世界国家への歴史的(必然的)発展傾向を示し、多民族国家を維持することが歴史の発展に適うことだと強調した。

これまで指摘してきたように、私は、民族規定における地域の位置づけは、レンナーとパウアーの見解の相違を明らかにする上で重要な意味をもってい

ると考える。これは、民族的自治の構想の微妙な相違を両者にもたらしたし、ここでも民族性原理の評価に関する両者の相違に結びついた。レンナーは、民族を領域団体とみなさないことによって、基本的には民族性原理の否定的評価に向かった。パウアーは、領域団体でもある民族の要求として民族性原理を客観的にとらえ、これがドイツ人やイタリア人のもとで民族国家への統一要求を生んだり、他方多民族国家オーストリアの民族対立・紛争を生んだと指摘している。パウアーは『民族問題』では、レンナーとは異なり、民族性原理に対する当否、善悪の判断を示さなかった。このことの確認は重要である。これは、レンナーとパウアーの世界国家論の違いを考える上でも重要である。以下、世界国家論に関する両者の相違を検討したい。

#### (4) 世界国家論

先に見たようにレンナーは、多民族国家を歴史的に進歩的なものとみなし、さらには世界国家への歴史的展望を示している。この世界国家との関連で、太田は、レンナーの属人的自治論を、次のように高く評価している。

「…… レンナーの構想が世界レベルに拡張されるなら、国民国家(民族国家)という形で民衆を動因する主権国家の並存・対立という世界像とは異質な、世界国家のもとでの脱民族化した地域国家と脱領域化した民族的自治政府の共存という世界像が現れてくる。…… 国民国家(民族国家)の限界が露呈する21世紀となり、ようやくレンナーの民族的自治論を評価できる時期が到来したのだと言えよう。」(⑤、「訳者解説」354頁－355頁)

レンナーに関するこの高い評価は、太田の基本的立場なり見解も示したものである。そして、ここでもレンナーの立場から見て、パウアーを論難しているように思われる。

太田が指摘するごとく、レンナーによる世界国家への発展の展望は、国家＝階級支配の機関とし、社会主義における「国家の死滅」を強調する「マルクス主義の国家観」とは異なる国家観に関連している。『自決権』ではレンナーは、調和主義的との印象を受けるほど、国家が全体的利害を体现する「法治国家」をなすともつばら述べている。その意味で、彼は、「国家の死滅」論に反対する。だから、彼の民族的自治構想は、社会主義のもとでの世界国家構想にお

いても生きるのである。太田は、以上のことを踏まえて、パウアーに対しては「マルクス主義の国家観が継承されていた」として、「民族的自治構想が、パウアーにおいては中途半端なものにとどまり、また根拠づけを欠くものになった理由の一端がここにある」と論難している(⑤, 352頁)。

太田のこの指摘は、何とも理解の苦しむものである。この点、マルクス主義の国家観において、「共同体」利害を体現する国家の側面がまったく無視されていたのかどうか議論の余地があるが、ここではこれを深くは問わない。確かに、パウアーによる民族的自治論の論拠づけは、「人間の自由を法治国家の成員なることのなかに見いだすという国家観をその基礎にして」(⑤, 353頁)はいない。パウアーは、しかし、レンナーほど国家を調和主義的に理解しないにせよ、国家による階級支配を認めた上で、議会制民主主義を未来の制度としても積極的に評価し、国家・地域行政の内、特に教育・文化行政において階級を超えた民族の共通の目標が存在するという考えを示している。これが、彼の民族的自治論の根拠づけをなす。つまり、パウアーは国家・地域行政において社会全体の利害を体現する側面、「共同体」的側面があるのを一定程度認めていた。『民族問題』においてパウアーの国家論は、第30章「社会主義と民族性原理」で集中的に説かれている。以下、これについて要約的に示すことにしたい。

パウアーによれば、「形式的・法律的に考察するならば、近代国家は主権をもつ領域団体である。」労働者階級が支配する「国家」においてもこの点では、つまり「主権をもつ領域団体」では「何も変わらない。」「近代国家をわが物とすることによって、彼らは近代国家を廃棄し、それをまったく新しい社会組織に転換するのである。」この「新しい社会組織」すなわち「共同社会を依然として国家と呼ぶかどうかは、無意味な用語法上の問題でしかない。」(前掲邦訳書、427頁)

パウアーは、このように述べて、彼自身は「国家」という用語を用いて社会主義社会における「新しい形態での国家制度と政治組織の境界設定の新しい規則」を論ずる。この点、パウアーは、社会主義社会における国家間の自由な商品交換つまり世界的な経済領域の統一がどんな小さな民族にも独立の政治的単位(国家)を形成する可能性を与えると述べている。つまり、民族国家を

形成しようという民族性原理の理念がここに実現されるのである。かくして、「『自然的』国境」が定まる。しかし、それにとどまらない。「民族的共同体を超える社会主義社会での国際分業は、新種の社会的組織、個々の民族的共同社会が編入されるべき『諸国家の国家』をつくるだろう。」(同上、434頁) こうして、「『ヨーロッパ合衆国』は、もはや夢物語ではなく」、ひいては民族的共同社会を超えた世界的な「連邦国家」の形成が展望されるのである。

以上のようにパウアーは、民族国家を構成国家とした多民族世界連邦国家の成立を将来的に展望するのである。それでは、どんなに民族的に境界線を引いても残る「マイノリティ」問題に対してパウアーは、どのように考えているのだろうか。パウアーは、この点、次の事実注目する。

「まず民族的領域団体が国際的共同社会に合一されると、計画的な植民によって、今や異語を話す人的団体が民族的共同体社会の内部に成立する。つまり、多くの点ではその民族の共同社会団体と、他の点では、その土地に住んでいる異民族の共同社会と、法的に結ばれている団体である。こうして社会主義社会では、疑いもなく民族的な人的団体と領域団体の多彩な像が描かれる。」(同上、435頁)

この点、パウアーは、社会主義社会においては、多民族世界連邦国家のもとで、民族的少数者の問題が、国際条約、国際法、国際的機関、国際的調整を通して、その故郷との結びつきと属人的民族的自治によって解決されると考えるのである。だから、民族的自治とりわけ属人的自治はマイノリティ問題を解決するものとしてパウアーに重視され、彼にとってやむを得ない状況に強要された、仮の、一時的な解決策を意味するものではなかった。

以上のパウアーの国家観、民族国家を政治的単位(構成国家)とする多民族世界連邦国家がどこまでマルクス主義と合致するものであるかは、ここでは問わない。ここでは、太田が何も言及していないが、パウアーにも世界連邦国家構想があった事実を指摘したい。また、この世界連邦国家において、属人的民族的自治が一定の役割を果たしていたことを指摘したい。つまり、パウアーの描く世界連邦国家構想は、「民族的な人的団体と領域団体の多彩な像」をなす世界である。またそこにおける民族国家は、国家形成の論理としての民族性原理の実現を一方で意味するが、世界連邦国家内では国家内秩序形

成としての民族性原理を体现し、一種の「民族的自治」組織をなす。

今やそれぞれの理論的根拠をもった二つの世界連邦国家構想が提示されている。太田は、公平な観点から、この二つの世界連邦国家構想を比較検討すべきではなかったか。この点、われわれの目の前にあるのは、民族規定、民族的自治構想から世界国家にいたるまで、それぞれの理論的根拠をもった二つの考え、二つの構想である。これをまとめると、以下のとおりである。

第一に、レンナーは、民族が地域から切り離された存在であると考えている。レンナーの属人的民族的自治構想は、民族に関するこうした理解の上に成り立っている。だから、レンナーは、多民族連邦国家の構想において、できるだけ住民の民族的構成にしたがった地域区分(民族的クライス区分)を提唱する一方で、国家のシステムとしては、国家、地域、民族とそれぞれ違った組織原理で三重に構成することを考え、民族は属人的団体としてはもっぱら属人的自治(教育・文化行政)を担うものと位置づけられた。多民族国家に妥当する彼の民族的自治論と国家構想は、世界連邦国家にも妥当する。

第二に、パウアーは、民族が地域を不可欠に前提とするのではないと言いつつ、民族の運命共同体の基礎として地域にそれなりに重要な位置づけを与える。つまり、パウアーにあつては、地域と民族は、中世のユダヤ民族の例があるものの、完全に切り離されたものではなかった。彼は、民族がまとまって住む地域(単一言語地域)、民族が混在する地域(二重言語地域)とを区分し、さらに単一言語地域における民族的マイノリティの問題を重視する。彼は、多民族国家の民族的自治構想としては、理論的な考え方の点では属人原理に基づきながらも、現実的な解決策においては、レンナーとは異なり、彼は属地原理については単一言語地域を対象に属地的民族的自治をも容認する姿勢を示した。一方、社会主義における世界連邦国家の構想では、パウアーは、主として属地原理に基づいていた。これは、多民族国家における民族的自治構想が国家の行政改革・法制度改革を目的としたのに対して、世界連邦国家では単なる行政改革・法制度改革が問題になるのではなく、国家形成そのものの論理が問題となるといった次元の相違によるものである。行政改革・法制度改革では、地域と地域行政の問題を論ずる上で、「民族=文化共同体」論に立つパウアーは、まず属人原理に基づき、属人的団体(公的法的団体)として

民族を構成し、民族的行政と地域行政一般を区別する必要があった。それに対して、世界連邦国家のもとでは、国家形成の論理として民族はまず領域団体と確定され、次に他国における民族的少数者としては属人的団体としてとらえられる。だから、パウアーにあっては、民族が領域団体として民族国家を形成しうるものとして理解される一方で、民族的マイノリティの問題を解決するために、民族は改めて属人的団体として構成され、属人的民族的自治を与えられる。そして、世界連邦国家は領域団体と人的団体の多彩な組み合わせによって構成される。これがパウアーの得た結論であった。

太田は、一方的にレンナーの立場に立ってパウアー理論を「中途半端」「根拠希薄」と論難するのではなく、まずは以上のように体系的にそれぞれの理論的根拠をもった二つの民族的自治構想と世界国家論があった事実をまずは認めるべきではなかったか。その上で、両者のどちらがより現実性をもった構想であったかを考えるべきではなかったか。私は、民族を地域から切り離して純粹に属人的団体として構成するレンナーの世界国家構想は、現実的には実現不可能であると思う。そして、21世紀的解決策としても、各民族に領域団体として領域的主権を与え独立の政治的単位として認めた上でマイノリティに属人的民族的自治を与えるパウアーの世界連邦国家構想の方がより現実的であると考えるのである。

- 16) 拙著『民族と民族問題の社会思想史』(前掲), 143-144頁
- 17) 加藤一夫『アボリアとしての民族問題——ローザ・ルクセンブルクとインターナショナル——』社会評論社, 1991年, 38頁。
- 18) 拙著(同上), 145頁。
- 19) 拙著(同上), 第3章のⅢ, 拙稿「パウアー」(丸山敬一編『民族問題 現代のアボリア <前掲>)Ⅱの2, 4, 拙稿「オットー・パウアーと民族問題」(前掲)Ⅲの(3)。

## VI 民族自決権論争

### (1) 太田によるレンナー・パウアー論争の評価

すでに述べてきたように、第一次大戦末期、民族自決権と民族的自治の取り扱いをめぐってレンナーとパウアーは激しく対立した。当時のオーストリ



ア社会民主党理論誌『カンプ』(Der Kampf)の紙面をレンナー・パウアー論争が飾った。『自決権』の「訳者解説」において、太田は、この点、「オーストリアの被抑圧諸民族は帝国からの分離・独立を望み、協商国はそれを支持した。パウアーはその流れに追随し」(⑤, 354頁)たと述べる。つまり、パウアーが「民族的自治論から分離・独立論へとその立場を変更し」、「レンナー的な民族的自治論を放棄し」(⑤, 347頁)、「多民族国家オーストリアの解体論に移行していった」(⑤, 341頁)と言う。これに対して「レンナーは属人的な民族的自治論とオーストリアにおける多民族共生論を堅持した。」(⑤, 341頁)この点、『自決権』では、パウアーがナショナリズムに追随したのに対して、「分離・独立論への批判が(『闘争』に比べて——引用者)より強調され、レンナーのナショナリズム批判がより鮮明に打ち出されている。」(⑤, 347頁)太田は、結局、レンナーの民族的自治論は、「発表当時には実現可能性の小さな提案」(⑤, 354頁)であったが、21世紀の今日こそ評価できる(⑤, 354頁-355頁)と主張するにいたっている。

以上の太田の所論を見ると、太田は、「活学活用主義」的に、現代を基準にしてレンナーを評価し、またこのレンナーの立場に立ってパウアーを論難するといった態度をとっているように見える。「追随」とか「堅持」という表現がこの態度をよく著している。私には、太田が「訳者解説」で、パウアーがオーストリアのナショナリストや協商国の考えに無節操に「追随」し、ナショナリズムに陥って「オーストリア解体」論を述べる一方で、民族的自治論に関するかつての自説を軽々と放棄し、民族的自治に反対する国家的独立・分離論といったレーニンの民族自決権論に趣旨換えし、左翼主義的に「中途半端」で「根拠希薄」な自説でもって、レンナーを不当に批判したと言っているように思えてならない。もちろん、ここでは、パウアーとレンナーのどちらが正しかったのか、を判断することが課題となるのではない。太田が、パウアーの見解をどれだけ正確に把握していたのかが問われる。

## (2) 「オーストリア解体」論？

太田は、具体的な論拠を示すことなく、パウアーが「オーストリア解体」論に立ち、ナショナリストの陣営に移ったと述べている。果たしてそうだろう



か？ このことを検証するために、当時の状況を概観することから始めたい。

民族自決権をめぐるレンナーとパウアーの論争が生じたのは、ハプスブルク帝国の解体傾向が強まっていく1917年末から1918年前半のことであった。

オーストリア社会民主党指導部は、戦争開始以来祖国防衛と政府への戦争協力を続けてきたが、そのイデオログがレンナーであった。彼は、1916年11月末、戦時経済食糧局理事会の7人の理事の一人となり、自ら戦時行政に参加していった。そして、1917年4月末には、理事長のアントン・ヘーハーの取りなしにより、皇帝カール一世に謁見する機会を得るなど、帝政政府への密着を強めた<sup>20)</sup>。1917年末、彼は、民族自決権の要求が高まり、多民族国家オーストリアの解体への動きが強まっていく中で、オーストリアの維持を強く望んだ。まさに彼の『自決権』は、民族自決権を民族自治権の意味に限定し、オーストリアの各民族が民族国家の樹立といった「無政府主義」的な自由に走るのではなくオーストリア国内での属人的民族的自治の実現で満足すべきだと訴えたものであった。それは、パウアーも指摘するように、ハプスブルク政府と協力してオーストリアの憲法修正と国家的変革を実現することを現実には意味した<sup>21)</sup>。ワルター・ラウシャーは、「時代の流れに抗して」「ドナウ君主国の諸要求に(多民族——引用者)連邦国家の構造を適応させよう」というレンナーの、最後まで努力をとらえて、彼を「最後の君主主義者」と呼んでいる<sup>22)</sup>。

1917年9月、ロシアの戦争捕虜からウィーンに復帰したパウアーは、党内左翼少数グループを率いて、当時オーストリア社会民主党幹部会の多数派のイデオログをなしていたレンナーを激しく批判した。彼は、1917年末の「ヴェルツブルクとウィーン」という論文で、レンナーの民族的自治論に対して、「平和の時代には、民族的自治は革命的な解決策であった。しかし平和の時代に革命的に作用しえたものは、偉大な嵐の歴史時代には反革命的な解決策になりうる」と批判する。そして、彼自身は、社会民主党の政策全体を転換せねばならないと考え、民族自決権を掲げたのであった<sup>23)</sup>。

この時、パウアーは、太田の言うように、民族国家の形成を志向して多民族国家オーストリアの解体に走るナショナリストに迎合し、「オーストリア解体」論の立場に移行したのだろうか？ いや、そうではない。当時彼の書いた

諸論文を読むと、民族自決権を掲げた時、彼がオーストリアの解体への歴史の方向がまだ定まっていなかったと考えていたことがわかる。むしろ、ドイツ帝国主義が勝利し、これがヨーロッパにおける反動の支柱になるという将来のケースも考えて、この時は「ドイツ帝国主義に対するオーストリアの独立を励まし、オーストリア・ハンガリーにおける非ドイツ人諸民族の影響力を強化し、ドイツ人ブルジョアジーが支配する単一国家を自治的諸民族の一連邦国家に変革することが、全ヨーロッパ民主主義の利害となるだろう」とさえ述べている<sup>24)</sup>。パウアーは、結局、レンナーの『自決権』に対して、民族自決権を民族自治権とみなし、多民族国家オーストリアの存続を望み、ハプスブルク「官憲政府」と協力し、属人的民族的自治に基づく「連邦国家」への改革をオーストリア問題の唯一の解決策だとしたことを厳しく批判する。そして、「オーストリアの諸民族の自決権は、種々の形態において実現されうる」ことを強調したのである<sup>25)</sup>。

この点、パウアーは、レンナーが次の理由から、彼の考えを正当化したことに注目する。つまり、レンナーは、『闘争』(1902年)においては多民族国家オーストリアの存在を所与のものとして彼の民族的自治論を提起した。しかし、今や民族自決権の要求が高まり、民族国家の形成を求める諸民族の願望が強まった。オーストリアも帝国解体の危機に陥っている。だから、レンナーは、彼の民族的自治論を固持するためには、オーストリアの存続を示す別の理由が必要であった。『自決権』では彼は、民族国家から多民族国家をへて世界国家にいたる歴史的必然的過程を示す。これが歴史的必然である故に、多民族国家オーストリアを解体する試みは、歴史の流れに逆行するという。パウアーは、レンナーが新たに提出したこの歴史的必然過程の論理を批判する。つまり、多民族国家オーストリアが一度解体して諸民族国家に別れたとしても、これは将来の世界国家の形成への道の妨げになることはない<sup>26)</sup>、と。パウアーは、帝国維持を正当化するレンナーの論拠づけを検討する内に、レンナーと自分の考えの根底的な相違に触れてゆく。つまり、先に見たように、レンナーは、民族の移動・混在化によって民族存在と地域、国家領域が完全には一致しなくなるという事実を述べるばかりか、一歩進んで民族と地域を切り離し、民族を純粹に属人的団体として考えていく。国家領土が、民族に

基づいてではなく、経済的まとまりを維持する必要からも形成されるという。

このレンナーに対して、パウアーは、民族の混住、経済的統一性の問題、民族的少数者の存在が民族国家の形成を望む諸民族の妨げにならないと批判する。つまり、彼らは、まず民族国家を形成し、その国家的高権・主権を獲得した後で、外交的に他国に住む自民族の少数者の保護の問題を考えるであろうという<sup>27)</sup>。

じつは、レンナーとパウアーのこうした主張の相違の背後には、これまで明らかにしてきたように、民族規定における地域の位置づけに関する両者の見解の相違がある。つまり、レンナーは、民族を地域、領域から切り離れた純粹の属人的団体だと考える。そしてこの考えから、第一次大戦末期に、民族の領土的要求を意味する民族性原理と民族自決権を否定し、属人的民族的自治こそが民族問題の唯一の解決策だと主張するのである。それに対して、パウアーは、民族の運命共同体の存立条件をなす限りで民族にとって地域の重要性を認め、また、他国他地域に住む民族にとってその故郷(故国)の存在が重要な意味をもつことを認めるのである。彼のこの民族規定は、第一次大戦末期には、民族国家を求めて民族自決権を掲げる諸民族の志向を正面から評価することに結びついている。こうした民族と地域に関する彼ら認識の相違が、民族自決権と民族的自治に関する両者の主張の相違に結びついている。

以上、レンナーは、多民族国家オーストリアの存続を望み、その存続が歴史的必然性だと主張し、ひいてはそのためにハプスブルク政府との協力をも辞さない。それに対して、パウアーは、帝国が諸民族革命によって解体されることをも視野に入れつつ、それが解体されるか否かは将来の事情にかかっており、確かなことはまだ言えないと批判する。彼は、決してオーストリア解体論者であったわけではない。

### (3) 民族自決権と民族的自治

先に指摘したように、太田は、民族的自治論を放棄し、民族の分離・独立権として民族自決権を掲げたことで、パウアーがナショナリズムに屈したと批判している。そしてレンナーの民族的自治構想にナショナリズムを超えた

将来の展望を見いだしている。またレンナーがこうした展望を見いだしえた理由として、レンナーがマルクス主義的でない点、マルクス主義的でない彼の国家観を指摘するのである。しかし、レンナー・バウアー論争は、太田にとって奇妙なことに、どちらがインターナショナリズムの立場に立つかどうか、マルクスの立場に立つのかどうかをめぐっても戦われた。すなわち、レンナーは、マルクスの立場に自分が立ち、バウアーをマッチーニ（イタリア統一運動の指導者）であると批判する<sup>28)</sup>。それに対してバウアーは、自分こそがマルクスの立場に立ち、レンナーをラデツキー（1848年革命をつぶしたハプスブルクの将軍）だと批判する<sup>29)</sup>。つまり、インターナショナリズムとマルクス主義の立場に立つかどうかは、両者にとって自己の意識の上では非常に重要だったのである。

ナショナリズムとインターナショナリズムの点では、バウアーは自分こそがインターナショナリズムの立場に立ち、反対にレンナーがナショナリズムに陥っていると批判する。つまり、レンナーは、多民族国家オーストリアの維持を固守するために、官憲政府と民族主義的なドイツ人ブルジョアジーと協力する立場に立っている。レンナーがかかると立つことによって、インターナショナルの再建、国際労働者階級の階級闘争を妨げ、将来の民主主義革命を妨げているという。私には、太田が、現代の視点に立ってレンナーを評価するあまり、当時の歴史の複雑な事情を無視するにいたっているように思われてならない。

当時亡命政治家などオーストリアを構成する各民族の民族主義者達の間で民族国家の形成を目指す分離主義的傾向が強まっていた。これに各民族の社会民主党右派（多数派）が追随する。他方で、ドイツ人社会民主党幹部会は、レンナーをそのイデオログとして、相変わらず多民族国家オーストリアの維持に固執し、帝政政府に協力的な姿勢を示していた。しかし、第一次大戦末期、国際労働運動の新たな動き（ストックホルム会議、ツインメルヴァルド会議）が生じ、戦争が長引くにしたがって増大する労働者の不満に応える新たな方針をも必要としたのである。オーストリア社会民主党の党首ヴィクトル・アドラーは、党内に新風を吹き込む動きとして、オットー・バウアーの活動を容認し、これを包容する姿勢さえも示していた。こうしてバウアーは、

当時のオーストリアの各民族の民族主義的な権力志向とドイツ人社会民主主義者の政府への戦争協力のどちらにも与しない、国際労働運動再建の立場に立った新たな指針を打ち出していくのである。彼はそのためにオーストリアの各民族の社会民主党内左翼反対派を結集しようとした。

1918年1月、ウィーンでドイツ人、チェコ人、ポーランド人の各社会民主党内における左翼反対派からなる会議が開かれた。この会議は、国際階級闘争の原則に立ってインターナショナリズムの再建を目指す、ツィンメルヴァルド会議に集まった各国の労働者党の少数派に挨拶を送り、そしてパウアーの起草した『左翼』の民族綱領<sup>30)</sup>を採択した。この綱領は、社会民主党のチェコ人党、ポーランド人党がブルジョアジーと一緒に民族闘争に勝利することを目指す民族主義に陥ったと批判する一方で、ドイツ人党がスラブ諸民族の自決権を支持することをためらい、スラブ人労働者諸政党の民族主義的迷妄と戦う権威を失ったと指摘する。そして、かつての国際主義的精神の再生に基づきオーストリア社会民主党の全体党を再建すべきだと訴える。『左翼』の民族綱領は、「(多)民族問題に関する決議」で、まず次のような原則を掲げる。

すなわち、すべての民族の社会民主党は、他民族支配を目指す自民族のブルジョアジーとの同盟を拒否し、「すべての民族の自決権が民主主義の完全な勝利による以外に基礎づけられ得ず、国際的階級闘争において以外に達成されえない」という信念で労働者階級を満たさなければならない。社会民主党は、民主主義の党として、「あらゆる民族と一民族のどんな大きな部分にも自己の国家秩序に関して自分で決める権利」すなわち「諸民族の自決権」を承認しなければならない。その際、この民族自決権の実現の前提は、諸民族を隷属させる権力に対する国際民主主義の完全な勝利にある<sup>31)</sup>。

以上のことから、太田が言うように、パウアーら左翼反対派がハプスブルク帝国の解体に向かう動きに迎合し、ナショナリストの陣営に移ったと単純に言うことはできない。むしろ、各民族のブルジョアジーのナショナリズムとハプスブルク政府の帝国主義のナショナリズムに反対し、インターナショナルの再建、国際階級闘争、民主主義によって民族自決権を実現しようといういわば「第三の道」を提起したと言える。民族自決権について言えば、レーニンのように、国家的独立・分離権にその意味を限定したのではなく、「国家

秩序」を自己決定する権利であると含みをもたした表現を用い、また、「民族のどんな大きな部分にも」その権利を認めていることが注目される。つまりパウアーらの民族自決権は、民族の「大きな部分」が、他国に少数民族として強制的に編入されることのないように、国民投票によって国家的帰属を認める権利をもなす。

『左翼』の民族綱領は、こうして、インターナショナルの再建、国際階級闘争、国際民主主義の完全な勝利を前提にした上で、オーストリア問題に関する具体的な綱領を掲げる。レンナー構想と対比する上で正確を期すためにも、以下、その具体的要求の全文を掲げる。

「1. オーストリアを、ドイツ人、チェコ人、ポーランド人、ウクライナ人、南スラブ人、イタリア人、ルーマニア人といった7つの言語領域に分割する。

各ゲマインデは、それに通常の住所をもつすべての男女の普通投票に基づく国民投票によって7つの言語領域の内どれに属したいか、自己決定する。

2. 各言語領域において、すべての男女の普通平等直接選挙権によって憲法制定国民議会を選び、そこで言語領域の憲法と行政組織を自立的に確定する。

3. 憲法制定国民議会を通して各民族は、オーストリアの外部の自民族同胞に対する、また自民族同胞によって形成されている諸民族国家に対する諸関係を自分で調整する。

4. 各民族は、憲法制定国民議会を通して、オーストリアの他の民族に対するその諸関係を自分で調整する。諸民族間の諸条約によって、どの要件が諸民族にとって依然として共通であるべきか、これらの要件の行政のためにどんな共同機関が適当であるかを確定する。

社会民主党は、憲法制定国民議会の内部で、経済的諸要件が諸民族にとって依然として共通であり、諸民族間の交通を妨げる自由移動と財の交換の制限が生み出されないように主張する。

5. 諸民族間の諸条約によってさらに次のことが調整される。すなわち、a) 民族的少数者の保護、b) 国民投票の決定を受けて、個々のゲマインデが他の一言語領域に編入されるに際しての諸民族間の境界調整である。

社会民主党は、憲法制定国民議会内部で、他言語領域における自民族の少数者にも同等の保護と同等の諸権利を確保するために、各民族が自領域で他民族



少数者に効果的な保護と広範な言語的諸権利を与えるように主張する<sup>32)</sup>。」

この綱領では、第一に、属地原理に従って言語領域を大きく区分する方法が注目される。第二に、他言語領域に住む民族的少数者については、明言してないとは言え、属人的民族的自治の解決策を含む形で保護と権利を求めている。属地原理を主、属人原理をその補完としたことは、自己の民族国家の形成を求める諸民族の当時の動きを配慮したものである。第三に、オーストリアの外部に存在する自民族と合体して完全な民族国家を形成するのか、あるいはオーストリア多民族連邦国家の内部での構成国家として民族国家を形成するのか、各民族の判断に任せる含みをもたした解決策を提示している。パウアーらは、少なくとも統一的経済領域としてオーストリアを維持し、また共同の行政機関を設立することによって、各民族が相互敵対的な諸民族国家に分解することを防ぐ配慮を行っている。全体的に見て、この構想は、パウアーが『民族問題』(1907年)で主張していた「社会主義の民族性原理」における国家構想に近い。実際に、パウアーらは、国際階級闘争と国際民主主義の勝利を前提にしてこの構想を打ち出しているものであり、最後に、社会主義の勝利における諸民族の世界構想を次のように述べて、「『左翼』の民族綱領」を終えている。

「社会民主党は、諸民族(Völker)の解放が労働者階級の勝利とともに達成されること、この解放が、力強い世界史的諸変革の一時代において、労働者が新しいヨーロッパを建設するために資本主義体制を征服するであろう、インターナショナルな……階級闘争の結果として達成されること、そしてこの新しいヨーロッパでは各民族が自己の共同体(Gemeinwesen)を持ち、これらすべての共同体が共同の労働同盟(Arbeitsbunde)に結合されるということ——こういった信念で労働者大衆を満たさなければならない<sup>33)</sup>。」

これは、『民族問題』における、社会主義のもとでの諸民族の世界国家構想そのものであろう。いずれにしても、太田が言うように民族自決権を打ち出した時、パウアーらがナショナリストの要求に屈したとはいえない。むしろ、戦争のもたらすであろう世界史的諸変革の一時代に備えて、オーストリアの各民族社会民主党が民族主義的な政府と各民族ブルジョアジーと協力するのをやめさせ、インターナショナルの再建、オーストリアにおける社会民主党



全体党(各民族の総党)の再建を目指して、左翼反対派のもとに戦争に倦み疲れた労働者大衆を結集する——パウアーの民族自決権は、こうした目標の一環をなしていた。

民族自決権論争において、レンナーにしてもパウアーにしても、ハプスブルク帝国を諸民族の権力闘争において相互敵対的な諸民族国家に分解することに反対した。レンナーの場合、属人的民族的自治構想に基づく民主的多民族連邦国家へのオーストリアの改革といった戦前の彼の考えを「堅持」した。その際、彼の民族的自治構想は、属地原理ではなく、純粹に属人原理に基づいた構想であった。つまり民族は地域から切り離されたのである。レンナーは、その上で、各民族には、文化と教育に限定した形で民族的行政の権利を与えるにすぎない。結局、レンナーは、民族自決権を民族自治権に限定し、彼の解決策を唯一無二のものとした。

このレンナー構想に対して、パウアーは、これが当時の「官憲政府」と協力する形で実現されるにすぎないと述べる。この構想では民族にはわずかに文化・教育行政が認められるにすぎず、属地原理にしたがった形で地方行政一般は地域行政機関に、国家行政一般は中央国家権力に与えられる。パウアーは、だから、レンナー構想が多民族連邦国家を銘打っていても、実際には中央集権的統一国家の維持をもたらすにすぎないと批判するのである。

それに対して、パウアー自身は、「国家秩序」を自己決定する権利として民族自決権を認めた。この民族自決権は、その権利行使、実現形態としては、民族国家の樹立も多民族国家内での民族的自治の実現も含んでいる。したがって、太田のいうように、その際、パウアーが民族的自治論を放棄したわけではない。むしろ、彼は、「実際には、オーストリアの諸民族の自決権は、種々の形態において実現されうる」<sup>34)</sup>と述べている。つまり、民族的自治の形態でも民族国家の形態でも実現される。民族的自治について言えば、官憲政府が主導する形では、帝室属州を越えない範囲での民族的自治となろう。戦争の結果いかんで、ドイツ帝国主義が国際反革命の砦になるような事態が生ずる場合には、民族的自治に基づく多民族連邦国家としてオーストリアを維持することは、ヨーロッパ民主主義の利害となろう。国際民主主義革命が勝利した場合には、オーストリアを構成する各民族は、自己の完全に独立した

民族国家を形成するか、多民族国家オーストリアの内部での構成国家として民族国家を形成するか、自己の判断で決定できる。パウアーは、民族自決権がどのような方向で実現されるかは、戦争の成り行き、諸階級の力関係のいかにかかっていると考える。いずれにしても、太田の言うようにパウアーは、民族自決権を掲げた時、民族的自治論を放棄したわけではない。彼の民族自決論は、レーニンのように、国家的独立・分離権に限定した意味での民族自決権ではなく、属地原理にかなり傾斜し、属人原理でこれを補完する形ではあるが、民族的自治を含む民族自決権を内容としていた。

- 20) 以上, Walter Rauscher, *Karl Renner. Ein -Österreichischer- Mythos*, Überreuter, Wien, 1995, S.84f, S.92.による。
- 21) Karl Mann (Otto Bauer), *Das Selbstbestimmungsrecht der österreichischen Nationen*, a.a.O., S.207
- 22) Walter Rauscher, a.a.O., S.100,106.
- 23) 拙著『民族と民族問題の社会思想史』(前掲), 190頁以下による。
- 24) Karl Mann, a.a.O., S.214.
- 25) Ebenda.
- 26) Ebenda, S.204.
- 27) Ebenda, S.203f.
- 28) Karl Renner, Marx oder Mazzini?, in : *Der Kampf*, Jg.11, 1918
- 29) Friedrich Schulze (Otto Bauer), Marx oder Radetzky?, in : *Der Kampf*, Jg.11, 1918.
- 30) 「『左翼』の民族綱領」は、1918年の『カンフ』4月号において公表された。Die Nationalitätenprogramm der „Linken“, in : *Der Kampf*, Jg.11, 1918.
- 31) Ebenda, S.272f.
- 32) Ebenda, S.273-274.
- 33) Ebenda, S.274.
- 34) Karl Mann (Otto Bauer), *Das Selbstbestimmungsrecht*, a.a.O., S.214.

## VII バウアーとレンナーの民族問題思想の相違——むすびに代えて——

以上、第一次大戦末期におけるレンナーとパウアーの民族自決権論争は、両者の民族問題思想の基本的相違を浮かび上がらせた。通例、いわゆる「文化的民族的自治論」、正確には「属人的民族的自治論」は、パウアーとレンナーの一致した構想と考えられてきた。むしろ、わが国ではレンナー研究が遅れて

きた事情から、この民族的自治論は、パウアーを通して紹介されてきたと言ってよい。

この点、太田は、翻訳の仕事と研究を通して、パウアーの「背後」に置かれてきたレンナーの属人的民族的自治論の全体像を示した。本稿では太田の訳業に依拠しつつ考察してきたが、確かに『自決権』ではレンナーは属地原理を否定し、より「純粹」な形で属人的民族的自治論を打ち出している。これは、属地原理と属地的民族的自治論を容認する側面を残しているパウアーの民族的自治論とは異なっている。レンナーとパウアーを比較し、両者の考えの異同を考察する機会と刺激を与えたことは、太田の功績である。しかし、他方で、太田は、『自決権』におけるレンナーの考えに立って、パウアーの民族的自治論の「中途半端さ」「根拠づけの希薄さ」を論難している。そして、これからはパウアー民族的自治論ではなく、十分に論拠づけを行い、純粹な属人的民族的自治論を述べているレンナーを積極的に評価すべきであるという価値判断も行っている。こうして、太田は、いわば「純粹レンナー的見地」に立ってパウアーを切っている。小稿では、こうした太田のやり方が、当時の歴史的背景と社会・時代認識をあまり配慮しない、乱暴な決めつけであり、パウアーに対する不当な「過小評価」と不正確な理解にいたっていることを示してきた。

レンナーとパウアーの相違を比較する場合、まず、彼らの、オーストリアの多民族問題に関する研究のアプローチの仕方の相違が注目される。この点、第一次大戦前の状況ではレンナーとパウアーのこの相違が顕著な形で彼らの解決策の相違として現れなかった。だから、両者を合わせて、オーストロ・マルクス主義の民族的自治論と理解される向きがあった。だが、このアプローチの仕方の相違は、第一次大戦後、両者の相違が顕在化し、両者が根本的に対立するにいたることに結びついた。

確かに、レンナーとパウアーは共に、第一次大戦前、多民族国家オーストリアが維持され存続するものと前提して彼らの民族的自治論を提起した。しかし、ここでも問題のアプローチの仕方の相違が大きな意味をもつ。レンナーは、多民族国家オーストリアの存在・存続を所与のものとして、法的・行政的に民族的自治論を提起し、構想していく。他方、パウアーの場合、『民族間

題』で、民族性原理が多民族国家オーストリアでの民族紛争・対立を生み出している事実を指摘し、この傾向が多民族国家の解体に至るか否かと問題を立てているのである。そして多民族国家の解体要因と維持要因に分けて客観的に分析しようとする。パウアーは、結局は、多民族国家オーストリアが崩壊するとすれば、帝国主義戦争の結果としてであろうと結論する。しかし、パウアーは、これを望むことを「破局政策」と特徴づけ、プロレタリアートのとるべき道として、民族的自治に基づくオーストリアの民主的な多民族連邦国家への改革を訴えた。

今や帝国主義戦争として第一次大戦が勃発し、そして第一次大戦末期にはハプスブルク帝国は、民族革命による解体の危機にひんする。レンナーは、もはや多民族国家オーストリアの存在を所与とするだけでは民族的自治論を論ずるのに不十分だと感ずる。だから、『自決権』で彼は、民族国家から多民族国家を経て世界国家にいたる傾向を歴史的必然性だと描いて、多民族国家を維持することが歴史的な正当性をなすと主張するにいたる。また何故民族国家を形成しえないかということを強調する。つまり、彼によれば、民族国家を形成する試みは、民族の自由の意味をはき違えた「無政府主義」的な態度である。また、民族は、地域(領域・領土)から切り離された純粹に属人的団体であり、それに対して国家と地域は、政治的・経済的・社会的配慮において統一的でなければならない。民族と国家・地域とは一致しない。だから、民族国家を作る試みは、歴史に逆行し、また民族の本質規定を理解しない誤った行為である。

太田の解釈とは違い、『国家と民族』、『闘争』においてレンナーは、属地原理を完全には否定し切れていない側面も残していた。だから、『民族問題』ではパウアーは、自己の見解とレンナーの見解が基本的に一致すると思っていたようである。今やレンナーは『自決権』で、属地的民族的自治論を完全に否定し、彼の属人的民族的自治をより純粹な形で貫こうとする。そもそも民族を法人格として構成するレンナーの論理は、既存の国家が存在して始めて法理念として民族の存在が認められるという考えに結びつく。法理念としての民族は国家の前になく、既存の国家の後に存在する。こうした考えも多民族国家の存在を正当化する論拠となる。こうして、レンナーの民族自決権は民

族自治権に限定される。つまり『自決権』でレンナーは、独立の民族国家を要求する民族自決権論者の「無政府主義」的なはき違えを批判するのである。以上のことから、レンナーの全論拠は、民族の法理念において民族を地域（領域・領土）から切り離して純粋に属人的団体として考える彼の民族の本質規定に基づくことがわかる。

それに対してパウアーは、第一次大戦末期、『民族問題』で予測していた、帝国主義戦争による多民族国家オーストリアの解体の危機が到来していると感じた。だから、パウアーが当時政治主義的に豹変して民族自決権を唱えたわけでは必ずしもない。「政治主義的豹変」説は、民族的自治を否定し、国家的独立・分離権に限定するレーニンの民族自決権論の影響を受けている。つまり、民族的自治論と民族自決権論を排他的な相互否定的なものとしてとらえる考えである。太田もこの考えの影響を受けている。これに対して、パウアーが民族的自治論と両立する形で民族自決権論を唱えたことは、本論中に示した。ここで、第一次大戦末期におけるパウアーの民族自決権論は、『民族問題』に関する彼の考えを放棄して打ち出されたのかが改めて問われる。確かに考えの変化した側面も見られるが、一貫した側面も見られる。『民族問題』では、彼の民族的自治論は多民族国家オーストリアの枠内での行政的改革として考えられていた。パウアーは、これを平和の時代の解決策であると考えている。しかし、彼は、第一次大戦末期、オーストリア問題は、単なる国内問題ではなくなり、したがってオーストリア国内の行政改革としてその解決は望めなくなったと考えるのである。こうして、彼は、ハプスブルク帝国の解体も視野に入れ、世界史の激動を考慮して、まずは民族自決権論を提起し、彼の民族的自治論をその中に包み込むのである。さらに、民族的自治論にしてもその属地原理的側面を前面に打ち出している。これは、パウアーの思想的変化を示している。しかし、ここで、第一次大戦末期におけるパウアーの民族自決権論は、彼の見解の完全な変化であったかどうか問われる。この点、私は、別の論稿で、パウアーの『民族問題』の中にはすでに後の彼の民族自決権論に結びつくような考えがあったと論じた<sup>35)</sup>。ここでは、レンナーとの比較において、地域と民族の関係についてのパウアーの見解が問われる。

パウアーの『民族問題』の出版以前のレンナーには属地原理を完全には否定

し切っていない側面も残されていた。だから、パウアーも彼の民族的自治構想を提起した時、レンナーとの相違を意識せず、むしろレンナーに依拠して論ずる形をとっているのである。しかし、第一次大戦末期、パウアーは、レンナーの純粋な属人的民族的自治構想と自己の構想の違いのもっている重要な意味に気づく。すなわち、レンナーの考えでは、民族は、民族が属地的団体(領域団体)として構成されえず、民族には国家行政、地域行政とは切り離された文化・教育の行政の権利しか与えられない。これに対して、『民族問題』におけるパウアーの民族的自治構想は、地域と民族を完全に切り離さず、民族が公法的には属人的団体として構成されるが属地的団体としての性格をも有するとする考えから、一方で理論的には属人原理にしたがって説明しながらも、現実的な解決策としては民族的自治における属地原理と属地的民族的自治をも認める側面を残していた。第一次大戦末期、地域と民族の関係、属人原理と属地原理の取り扱いをめぐる、こうしたレンナーとパウアーの違いが、民族自決権をめぐる両者の見解と立場の相違をもたらすものとして浮かび上がってくる。

まとめて言うと、レンナーは、地域から民族を切り離し、民族を純粋の属人的団体だと本質規定する見地から属人的民族的自治を唱え、第一次大戦末期には、民族の領土的要求を意味する国家的独立・分離権を否定し、民族性原理を完全否定し、民族自決権を民族自治権に限定した。それに対して、パウアーは、民族の運命共同体を存立させる基礎として、その限りでだが民族と土地を完全に切り離すことはせず、だから民族的自治論において属地原理に一定の役割を認め、レンナーのように民族性原理に否定的な評価を下さなかった。だからこそ、第一次大戦末期に、資本主義の危機・革命という状況を考慮して、属地原理と民族性原理論を前面に出し、国家的分離・独立権を含む民族自決権を提起するにいたった。

以上が本稿で私が得た結論である。我々は、レンナーとパウアーには、それぞれ異なる論拠をもった民族的自治論と民族問題思想がそこにあったことを、まずは認めるべきであろう。しかるに、太田は、「純粋」レンナーの「純粋」属人的民族的自治論の見地に立って属地原理をも認めるパウアーの考えに「中途半端」さ、「根拠づけの希薄」さを見いだす。しかし、民族は、レンナー



が言うほど地域(領域)から切り離された存在なのだろうか。民族は、本当に地域行政、国家行政から切り離された、つまり地域とは切り離された、教育・文化行政に限定された民族的権利が与えられるだけで満足するのだろうか。国家行政、地域行政、民族的文化行政と三者を完全に分離するレンナーの三重化国家構想ははたして現実にうまく機能するものだろうか。太田は、民族本質論は民族問題の解決策を考える上で重要ではないと言わず、民族の本質規定と民族問題思想の関係を掘り下げて考察すべきではなかったろうか。

35) 拙稿「オットー・パウアーと民族問題」(前掲)Ⅲの(3)。